

第 6 回出雲地区合併協議会提出

協 議 項 目 別 添 資 料 目 次

協議第 1 6 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて (第 3 小委員会付託)	・・・ p 1
協議第 1 7 号	地方税の取扱いについて (第 1 小委員会付託)	・・・ p 9
協議第 1 8 号	各種事務事業 (行政改革大綱) の取扱いについて (第 1 小委員会付託)	・・・ p 27
協議第 1 9 号	各種事務事業 (窓口業務関係) の取扱いについて (第 2 小委員会付託)	・・・ p 31
協議第 2 0 号	各種事務事業 (保健事業関係その 2) の取扱いに ついて (第 2 小委員会付託)	・・・ p 39
協議第 2 1 号	各種事務事業 (高齢者福祉関係その 1) の取扱い について (第 2 小委員会付託)	・・・ p 45
協議第 2 2 号	各種事務事業 (農林関係その 1) の取扱いについ て (第 3 小委員会付託)	・・・ p 53
協議第 2 3 号	各種事務事業 (水産関係その 1) の取扱いについ て (第 3 小委員会付託)	・・・ p 75
協議第 2 4 号	各種事務事業 (都市計画関係その 1) の取扱いに ついて (第 3 小委員会付託)	・・・ p 107

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1 1

協議項目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて				協議細目
調整の方針					
現況					
出雲市	平田市	斐川町	佐田町		
委員の構成 ・選挙による委員 定数26人 ・選任による委員 現員2人 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員5人 委員の任期 自:平成13年4月15日 至:平成16年4月14日 選挙区 市内を5区に分けている	委員の構成 ・選挙による委員 定数16人 ・選任による委員 現員2人 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員5人 委員の任期 自:平成13年1月1日 至:平成15年12月31日 選挙区 全市1区	委員の構成 ・選挙による委員 定数15人 ・選任による委員 現員2人 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員3人 委員の任期 自:平成13年6月13日 至:平成16年6月12日 選挙区 全町1区	委員の構成 ・選挙による委員 定数13人 ・選任による委員 現員2人 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員1人 委員の任期 自:平成13年7月18日 至:平成16年7月17日 選挙区 全町1区		
【関係条例】 出雲市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例 出雲市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例	平田市農業委員会の選挙による委員の定数条例	斐川町農業委員会の選挙による委員の定数条例	佐田町農業委員会の選挙による委員の定数条例		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1 2

協議項目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて			協議細目					
調整の方針									
現況									
多	伎	町	湖	陵	町	社	大	町	調整の具体的内容
委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員3人 委員の任期 自:平成13年11月17日 至:平成16年11月16日 選挙区 全町1区	委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員5人 委員の任期 自:平成14年7月20日 至:平成17年7月19日 選挙区 全町1区	委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員5人 委員の任期 自:平成14年7月20日 至:平成17年7月19日 選挙区 全町1区	委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員5人 委員の任期 自:平成14年7月20日 至:平成17年7月19日 選挙区 全町1区	委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員2人 委員の任期 自:平成14年7月20日 至:平成17年7月19日 選挙区 全町1区	委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員2人 委員の任期 自:平成14年7月20日 至:平成17年7月19日 選挙区 全町1区	委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員2人 委員の任期 自:平成14年7月20日 至:平成17年7月19日 選挙区 全町1区	委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員2人 委員の任期 自:平成14年7月20日 至:平成17年7月19日 選挙区 全町1区	委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員2人 委員の任期 自:平成14年7月20日 至:平成17年7月19日 選挙区 全町1区	委員の構成 選挙による委員 選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員2人 委員の任期 自:平成14年7月20日 至:平成17年7月19日 選挙区 全町1区
多伎町農業委員会 の選挙による委員 定数条例	湖陵町農業委員会 の選挙による委員 定数条例	湖陵町農業委員会 の選挙による委員 定数条例	湖陵町農業委員会 の選挙による委員 定数条例	湖陵町農業委員会 の選挙による委員 定数条例	湖陵町農業委員会 の選挙による委員 定数条例	湖陵町農業委員会 の選挙による委員 定数条例	湖陵町農業委員会 の選挙による委員 定数条例	湖陵町農業委員会 の選挙による委員 定数条例	湖陵町農業委員会 の選挙による委員 定数条例

1. 2市5町の農業委員会委員の定数及び任期等の現況

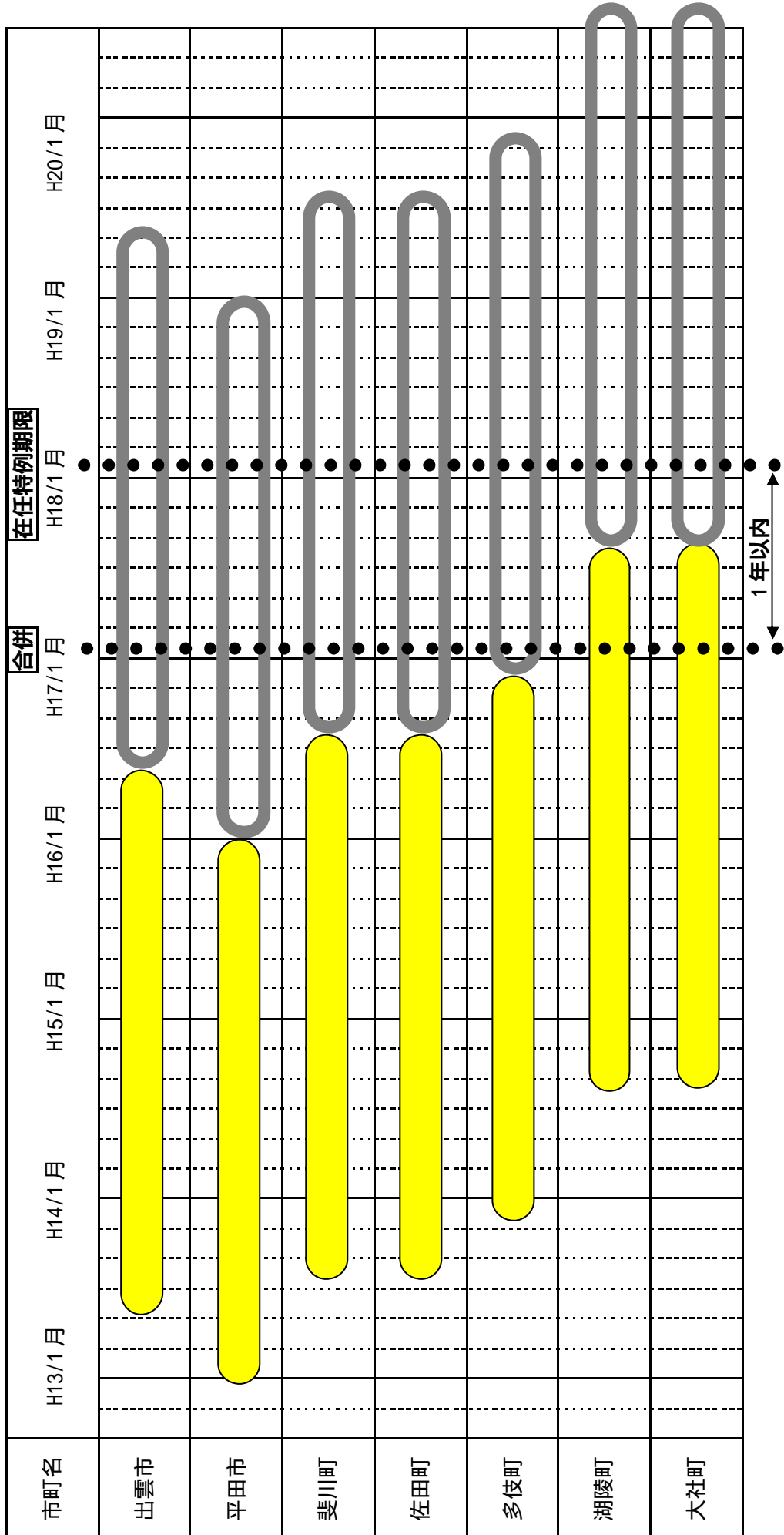
区分	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
行政面積 (ha)	17,233	14,205	8,064	10,983	5,515	2,226	4,180	62,406
農地面積 (ha) (2000年農業センサス)	2,718	1,754	2,408	426	132	143	376	7,957
基準農業者数 ¹ (各農業委員会調べ)	4,363	1,967	2,708	754	329	276	577	10,974
選挙による委員 の条約定数 (人)	26	16	15	13	10	10	13	103
選挙による委員 の現員数 (人)	26	15	15	13	10	10	13	102
法12条1号委員 ² (人)	2	2	2	2	2	2	2	14
法12条2号委員 ³ (人)	5	5	3	1	3	3	2	22
任期	平成13年 4月15日 ～ 平成16年 4月14日	平成13年 1月1日 ～ 平成15年 12月31日	平成13年 6月13日 ～ 平成16年 6月12日	平成13年 7月18日 ～ 平成16年 7月17日	平成13年 11月17日 ～ 平成16年 11月16日	平成14年 7月20日 ～ 平成17年 7月19日	平成14年 7月20日 ～ 平成17年 7月19日	

1 基準農業者数・・・10アール以上の農地を耕作する世帯数と農地法第2条第7項に規定する農業生産法人数の合計数

2 法12条1号委員・・・農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、第1号に規定する委員で、農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した理事各1人

3 法12条2号委員・・・農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、第2号に規定する委員で、市町村の議会が推薦した学識経験を有する者5人以内

2. 合併前後の農業委員会委員の任期の状況



3.新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選択肢

区分 (選択肢)	選任方法	定数	任期	根拠法令
1. 新市に1つの委員会を置く場合	ア) 原則 新たに選挙する。 (合併の日から50日以内)	条例で定める数 (10人以上40人以下)	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	イ) 在任特例 右記の定数を超えるときは、合併関係市町の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第3条第1項 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項
2. 新市に2以上の委員会を置く場合	ウ) 原則 各委員会ごとに新たに選挙する。 (合併の日から50日以内)	条例で定める数 (10人以上30人以下)	3年	農業委員会等に関する法律第34条第1項、第2項
	エ) 在任特例 各委員会ごとに右記の定数を超えるときは、合併関係市町の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第34条第1項、第7条第1項及び第15条第1項
	オ) 従前の区域ごとにそのまま委員会を置く特例	従前の定数	従前の任期	農業委員会等に関する法律第34条、第1項、 市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いに関する 新設合併先例市の例

ひたちなか市（H6.11.1 勝田市・那珂湊市）

新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項及び第2項の規定を適用し、平成8年7月19日まで2市に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置するものとする。

あきる野市（H7.9.1 秋川市・五日市町）

新市に一つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

合併特例法・・・市町村の合併の特例に関する法律

さぬき市（H14.4.1 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

周南市（H15.4.21 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町）

2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」に関する主な法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3～6 《略》

（選挙による委員）

- 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 《略》

（選任による委員）

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

- 第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。
- 2～3 《略》
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 5 《略》

（境界の変更の場合の特例）

- 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域とするときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 《略》

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7,000ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第 2 条の 2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が 1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあっては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という）が 1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び 3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000を超える農業委員会	40人以下

（選挙区の基準）

第 5 条 法第 10 条の 2 第 2 項の規定により農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が 500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が 600以上となるようにしなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 1-1

協議項目	地方税の取扱い	協議細目	税証明等手数料
調整の方針	市税その他公課に関する証明手数料は、1件について300円に統一する。 租税特別措置法72条(所有権保存登記)74条(抵当権設定登記)に係る住宅用家屋証明申請書の証明手数料は、1件について、1,300円に統一する。		
現 況			
		出 雲 市	平 田 市
1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 1,300円	1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 300円 措置法72条~74条証明 1件 1,300円	1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 300円 措置法72条~74条証明 1件 300円	1. 税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円
		佐 田 町	川 町
措置法証明 租税特別措置法72条(所有権保存登記)73条(所有権移転登記)74条(抵当権設定登記)により登録免許税の軽減を受けるための証明			

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 1-2

協議項目	地方税の取扱い	協議細目	税証明手数料
調整の方針	市税その他公課に関する証明手数料は、1件について300円に統一する。 租税特別措置法72条(所有権保存登記)73条(所有権移転登記)74条(抵当権設定登記)に係る住宅用家屋証明申請書の証明手数料は、1件について、1,300円に統一する。		
現 況			
多 伎 町	1.税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円	湖 陵 町	1.税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円
大 社 町	1.税証明等手数料 市税その他公課に関する証明 1件 200円 措置法72条~74条証明 1件 200円	調整の具体的内容 市税その他公課に関する証明手数料は、1件について300円に統一する。 租税特別措置法72条(所有権保存登記)73条(所有権移転登記)74条(抵当権設定登記)に係る住宅用家屋証明申請書の証明手数料は、1件について、1,300円に統一する。	

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 2-1

協議項目		協議細目			
調整の方針		別紙のとおり			
協議項目		協議細目			
出雲市		現況			
2. 督促手数料 手数料の額 1件 80円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円
3. 個人市民税 均等割税率 2,500円/年(標準税率:人口5万以上50万未満の市)	3. 個人市民税 均等割税率 2,000円/年(標準税率:その他の市町村)	3. 個人市民税 均等割税率 2,000円/年(標準税率:その他の市町村)	3. 個人市民税 均等割税率 2,000円/年(標準税率:その他の市町村)	3. 個人市民税 均等割税率 2,000円/年(標準税率:その他の市町村)	3. 個人市民税 均等割税率 2,000円/年(標準税率:その他の市町村)
所得割税率 標準税率	所得割税率 標準税率	所得割税率 標準税率	所得割税率 標準税率	所得割税率 標準税率	所得割税率 標準税率
4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)
法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)
5. 固定資産税の税率 税率 1.5%	5. 固定資産税の税率 税率 1.55%	5. 固定資産税の税率 税率 1.5%	5. 固定資産税の税率 税率 1.5%	5. 固定資産税の税率 税率 1.5%	5. 固定資産税の税率 税率 1.4%(標準税率)
田市		町			
佐田町		町			

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 2-2

協議項目	地方税の取扱い				協議細目
	多岐町	現 況	湖 陵 町	大 社 町	
調整の方針	別紙のとおり				
協議項目	調整の具体的内容	調整の具体的内容	調整の具体的内容	調整の具体的内容	調整の具体的内容
2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料 手数料の額 1件 100円	2. 督促手数料は、1市5町が適用している督促状1通について100円に統一する。	
3. 個人市民税 均等割税率 2,000円/年(標準税率:その他の市町村)	3. 個人市民税 均等割税率 2,000円/年(標準税率:その他の市町村)	3. 個人市民税 均等割税率 2,000円/年(標準税率:その他の市町村)	3. 個人市民税 均等割税率 2,000円/年(標準税率:その他の市町村)	3. 個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により人口5万人以上50万人未満の標準税率を適用し、年額2,500円に統一する。	
所得割税率 標準税率	所得割税率 標準税率	所得割税率 標準税率	所得割税率 標準税率	個人市民税の所得割の税率は、現行のとおりで標準税率(3%、8%、10%の3段階)に統一する。	
4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)	4. 法人市民税 均等割税率 制限税率(標準税率×1.2)	4. 法人市民税の均等割の税率は、2市5町とも同一であり、現行のとおりで制限税率(標準税率×1.2)に統一する。	
法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)	法人税割税率 制限税率 14.7%(標準税率×1.2)	法人市民税の法人税割の税率は、2市5町とも同一であり、現行のとおりで制限税率の14.7%に統一する。	
5. 固定資産税の税率 税率 1.4%(標準税率)	5. 固定資産税の税率 税率 1.4%(標準税率)	5. 固定資産税の税率 税率 1.4%(標準税率)	5. 固定資産税の税率 税率 1.4%(標準税率)	5. 固定資産税の税率は、1.5%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、出雲市、平田市、斐川町は、平成17年度から1.5%に統一し、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町は、平成17年度から5年度間は現行のとおりで1.4%、6年度目から1.5%に統一する。	

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 3 - 1

協議項目	地方税の取扱い		協議細目	
	出雲市	平田市	斐川町	佐田町
調整の方針	別紙のとおり			
現況				
6. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法（一畑電鉄） 対象資産 土地、家屋、償却資産 税率 0.75% 半島振興法 該当なし	6. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法（一畑電鉄） 対象資産 土地、家屋、償却資産 税率 0.80% 半島振興法 対象資産 家屋、償却資産 税率 初年度 0.14%、次年度 0.35%、 3年度 0.7% 国際観光ホテル整備法 該当なし	6. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法（一畑電鉄） 該当なし 半島振興法 該当なし 国際観光ホテル整備法 該当なし	6. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法（一畑電鉄） 該当なし 半島振興法 該当なし 国際観光ホテル整備法 該当なし	6. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法（一畑電鉄） 該当なし 半島振興法 該当なし 国際観光ホテル整備法 該当なし
7. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし 過疎地域自立促進特別措置法 該当なし 低開発地域工業開発促進法 該当なし	7. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 対象資産 家屋、償却資産 過疎地域自立促進特別措置法 該当なし 低開発地域工業開発促進法 該当なし	7. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 対象資産 家屋、償却資産 過疎地域自立促進特別措置法 該当なし 低開発地域工業開発促進法 該当なし	7. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし 対象資産 家屋、償却資産 過疎地域自立促進特別措置法 該当なし 対象資産 償却資産 低開発地域工業開発促進法 該当なし	7. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし 過疎地域自立促進特別措置法 対象資産 償却資産 低開発地域工業開発促進法 該当なし
8. 軽自動車税 税率 制限税率（標準税率×1.2）	8. 軽自動車税 税率 制限税率（標準税率×1.2）	8. 軽自動車税 税率 制限税率（標準税率×1.2）	8. 軽自動車税 税率 制限税率（標準税率×1.2）	8. 軽自動車税 税率 制限税率（標準税率×1.2）

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 3-2

協議項目	協議細目			
	地方税の取扱い	現況	湖陵町	大社町
調整の方針	別紙のとおり			
多岐町	6. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) 該当なし	6. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) 該当なし	6. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) 該当なし	6. 固定資産税の不均一課税 鉄道軌道整備法(一畑電鉄) 対象資産 土地、家屋、償却資産 税率 0.70%
半島振興法 該当なし		半島振興法 該当なし	半島振興法 対象資産 家屋、償却資産 税率 初年度 0.14%、次年度 0.35%、 3年度 0.7%	半島振興法 対象資産 家屋、償却資産 税率 初年度 0.14%、次年度 0.35%、 3年度 0.7%
国際観光ホテル整備法 該当なし		国際観光ホテル整備法 該当なし	国際観光ホテル整備法 該当なし	国際観光ホテル整備法 該当なし
7. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし		7. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし	7. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし	7. 固定資産税の課税免除 農村地域工業等導入促進法 該当なし
過疎地域自立促進特別措置法 対象資産 土地、家屋、償却資産		過疎地域自立促進特別措置法 該当なし	過疎地域自立促進特別措置法 該当なし	過疎地域自立促進特別措置法 該当なし
低開発地域工業開発促進法 該当なし		低開発地域工業開発促進法 該当なし	低開発地域工業開発促進法 該当なし	低開発地域工業開発促進法 該当なし
8. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)		8. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)	8. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)	8. 軽自動車税 税率 制限税率(標準税率×1.2)
				7. 固定資産税の課税免除は、現在各市町が 適用している基準を継続する。 8. 軽自動車の税率は、2市5町とも同一であ り、現行のとおり、制限税率(標準税率× 1.2)に統一する。

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 4-1

協議項目		協議細目	
地方税の取扱い			
調整の方針		別紙のとおり	
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
<p>9.都市計画税 納税義務者 都市計画区域のうち用途地域内に所在する 土地及び家屋の所有者 税率 0.1%</p> <p>課税標準額 固定資産の価格 納期 固定資産の納期に同じ</p>	<p>9.都市計画税 該当なし(用途地域あり)</p>	<p>9.都市計画税 該当なし(用途地域あり)</p>	<p>9.都市計画税 該当なし (都市計画区域なし)</p>
<p>10.入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 学校教育上の行事で教職員に引率される生徒 一般公衆、共同浴場の入湯客</p> <p>11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円</p>	<p>10.入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 一般公衆、共同浴場の入湯客</p> <p>11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期のみ 交付限度額 10万円</p>	<p>10.入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 一般公衆、共同浴場の入湯客</p> <p>11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円</p>	<p>10.入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 ・年齢12歳未満の者 一般公衆、共同浴場の入湯客</p> <p>11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.3/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 4-2

協議項目	地方税の取扱い		協議細目
	多伎町	現況	
調整の方針	別紙のとおり		
9.都市計画税	<p>該当なし(都市計画区域なし)</p>	<p>9.都市計画税 該当なし(用途地域なし)</p>	<p>9.都市計画税 該当なし(用途地域あり)</p>
10.入湯税及び入湯税の課税免除 条例の規定なし		<p>10.入湯税及び入湯税の課税免除 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 1人1日につき150円 課税免除 年齢12歳未満の者 一般公衆、共同浴場の入湯客</p>	<p>10.入湯税は、2市4町が適用している標準税率「入湯客1人1日について、150円」に統一する。</p>
11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円		<p>11.納期前納付報奨金(全期前納報奨金) 報奨金交付率 0.5/100 前納時期 1期、2期、3期 交付限度額 5万円</p>	<p>11.納期前納付報奨金は、対象税目は各納期に係る固定資産税・都市計画税、交付率は0.3%、交付限度額は5万円とする。</p>
調整の具体的内容			<p>9.都市計画税は、現在出雲市が都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、0.1%を適用しているが、新市においても引き続き0.1%を適用する。 平田市、斐川町、大社町は、都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について都市計画税を適用しておらず、その導入の是非については、佐田町、多伎町、湖陵町も含め、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 5-1

協議項目	地方税の取扱い	協議細目
調整の方針	別紙のとおり	
現 況		
	出 雲 市	斐 川 町
12.納税組合制度 制度の有無 あり 奨励金交付基準 組合員割 1人年50円 件数割 30円(国保50円) 税額割 10.0%の時、2/100(1/100) 9.0%の時、1.5/100(0.5/100) 交付限度額 1税目年間納付額60万円	12.納税組合制度 制度の有無 なし(平成9年度廃止)	12.納税組合制度 制度の有無 なし(平成14年度廃止)
	平 田 市	佐 田 町
	12.納税組合制度 制度の有無 なし(平成9年度廃止)	12.納税組合制度 制度の有無 なし(平成15年度廃止)

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会税務分科会 5 - 2

協議項目	地方税の取扱い		協議細目	
	多岐町	現況	大社町	調整の具体的内容
調整の方針	別紙のとおり			
12.納税組合制度 制度の有無 なし	12.納税組合制度 制度の有無 なし 奨励金交付基準 税額割 町県民税 1.4/100 固定、軽自 2.0/100 国保料 1.0/100 交付限度額 なし	12.納税組合制度 制度の有無 なし(平成12年度廃止)	12.納税組合は、現在1市4町が既に廃止しており、1市1町は平成17年度から廃止する。	

7市町の固定資産税の税率と不均一課税期間の参考資料

(1) 固定資産税の税率の現状

- 1. 55% 平田市
- 1. 50% 出雲市、斐川町
- 1. 40% 佐田町、多伎町、湖陵町、大社町

(2) 固定資産税の評価替えと不均一課税期間との関係

年度	評価替え	不均一課税期間	課税年度
平成17年度		1年間	
平成18年度	評価替え	2年間	
平成19年度		3年間	不均一課税2年間の課税年度
平成20年度		4年間	不均一課税3年間の課税年度
平成21年度	評価替え	5年間	不均一課税4年間の課税年度
平成22年度			不均一課税5年間の課税年度

(3) 固定資産税の税率案と現在税収額との比較

(金額は不均一課税の税率を適用した場合の税収増減、平成15年度予算で積算、百万円)

	税率	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
不均一 3年間	1.5, 1.4%	0	34	0	0	0	0	0	34
	1.5%	0	34	0	9	12	16	37	40
不均一 5年間	1.5, 1.4%	0	34	0	0	0	0	0	34
	1.5%	0	34	0	9	12	16	37	40
標準税率	1.4%	366	101	117	0	0	0	0	584

(10年間の影響額試算・税収増減見込み)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
不均一3年間	34	34	34	40	40	40	40
不均一5年間	34	34	34	34	34	40	40
標準税率(1.4%)	584	584	584	584	584	584	584
	H24	H25	H26	合計			
	8年目	9年目	10年目				
不均一3年間	40	40	40	178			
不均一5年間	40	40	40	30			
標準税率(1.4%)	584	584	584	5,840			

地方税の概要

1 市民税

市民税は県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれ、次のとおりである。

個人市民税

個人の市民税と県民税は、納税義務者や税額計算のもととなる所得金額などが同じため、納税義務者が便利のように市が県民税も合せて課税し、合算して納めてもらう制度になっている。

(ア) 均等割

個人市民税の均等割は人口によって異なり、標準税率は(1)年額 3,000 円(50 万人以上の市)(2) 2,500 円(5 万人以上 50 万人未満の市)(3) 2,000 円((1)(2)以外)の3段階となっており、新市の標準税率は、(2)の 2,500 円である。

(イ) 所得割

個人市民税の所得割は、前年中の所得に対して課税される。7市町とも標準税率で、3%、8%、10%の3段階となっている。

標準税率：地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率

法人市民税

(ア) 均等割

法人市民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。標準税率は、資本金等と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は120%で、7市町とも税率は制限税率を適用している。

区 分	標準税率(年額)
1 資本金等の金額が50億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	300万円
2 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	175万円
3 資本金等の金額が10億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	41万円
4 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	40万円
5 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	16万円
6 資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	15万円
7 資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	13万円
8 資本金等の金額が1000万円以下である法人で市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	12万円
9 1～8に掲げる法人以外の法人等	5万円

(イ) 法人税割

法人市民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に、市で定められている税率を乗じて計算する。標準税率は12.3%、制限税率は14.7%で、7市町とも税率は14.7%である。

制限税率：地方公共団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率

2 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日(賦課期日)現在の固定資産の所有者である。評価は固定資産評価基準に基づき行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定、税率を乗じて算出する。標準税率は1.4%、制限税率は2.1%で、7市町のうち、1市が1.55%、2市町が1.5%、4市町が1.4%を適用している。

償却資産：工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

3 都市計画税(出雲市のみ)

都市計画税は、都市計画区域のうち、市街化区域内等の土地及び家屋にかかる税金で、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられる。税額の計算方法は、固定資産税とほぼ同じである。制限税率は、0.3%となっているが、現在、出雲市が、用途地域の土地及び家屋に対し、0.1%課税している。

4 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日に現在登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者にかかる税金で、税率は7市町とも、制限税率(標準税率の120%)で、車種、総排気量などにより1台当たりの年額で定められており、たとえば、50cc以下の原動機付自転車は、年額1,200円、自家用の軽四輪乗用車は、年額8,600円である。

種 類		標 準 税 率(年額)	
原 動 機 付 自 転 車	総排気量 0.05ℓ 以下または定格出力 0.6 k w 以下		1,000 円
	二輪のもので総排気量 0.05ℓ を超え 0.09ℓ 以下または定格出力 0.6 k w を超え 0.8 k w 以下のもの		1,200 円
	二輪のもので総排気量 0.09ℓ を越えるものまたは定格出力 0.8 k w を越えるもの		1,600 円
	三輪以上のうち一定のもので、総排気量 0.02ℓ を超えるものまたは定格出力 0.8 k w を超えるもの		2,500 円
軽 自 動 車	小 型 特 殊	二輪のもの	2,400 円
		三輪のもの	3,100 円
		四輪のもの	乗 用 営業用 5,500 円 自家用 7,200 円 貨 物 営業用 3,000 円 自家用 4,000 円
	二 輪 の 小 型 自 動 車		4,000 円

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の保有及び取得にかかるものがある。納税義務者は、一定規模以上の土地を保有したり、取得している者である。税額は、土地の取得価額に税率を乗じ、その額から、固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算する。税率は3町とも、保有1.4%、取得3%である。

平成15年度以降においては、現下の経済情勢等にかんがみ、特別土地保有税を停止し、新たな課税は実施しないことになっている。

6 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者であり、市町村たばこ税率は法律において定められた一定税率で、平成15年7月1日から、1,000本につき、2,977円、旧3級品は、1,412円である。

地方税の取扱いに関する法令

市町村の合併に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税の不均衡課税）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

地方税法（昭和25年法律第226号）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定に形式）

第3条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

(公益等に因る不均一課税免除及び不均一課税)

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合(次条第1項本文の規定に該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

(第2項から第4項 省略)

先進市事例

あきる野市

2市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

個人市民税は、標準税率を採用する。但し、個人均等割は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く2年度は現行の税率を採用する。

法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。

軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。

都市計画税は、税率0.27パーセントを採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町村の例による。

特別土地保有税は、秋川市の例による。

篠山市

4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。

軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。

イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

西東京市

2市で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である100分の14.7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

ア 資本金が一億円以下の法人等 100分の12.3

イ 資本金が一億円を超え10億円以下の法人等 100分の13.5

都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

さいたま市

個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により個人市民税均等割は、平成 14 年度以降年額 3,000 円となる。

法人市民税については、現行のとおりとする。

固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、平成 14 年度以降の納期については、5・7・12・2 月で調整を図る。

軽自動車税については、現行のとおりとする。

市たばこ税については、現行のとおりとする。

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

事業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から 6 月を経過する月以降課税区域となる。

都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については固定資産税と同様とする。

減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 1 - 1

協議項目	各種事務事業行政改革大綱の取扱いについて	協議細目	行政改革大綱
調整の方針	新市において、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。		
現 況			
	出 雲 市	平 田 市	斐 川 町
【名称】 出雲市行政推進大綱	【名称】 平田市行政改革大綱	【名称】 斐川町行政改革大綱	【名称】 佐田町行政改革大綱(第1次) やまゆりの 郷行政推進大綱(第2次)
【策定年月日】 平成9年1月17日	【策定年月日】 平成10年1月22日	【策定年月日】 平成11年2月	【策定年月日】 平成8年度(第1次) 平成11年3月(第2次)
【実施期間】 第1次実施期間 平成9年度～12年度 第2次実施期間 平成13年度～15年度	【実施期間】 平成10年度～13年度	【実施期間】 平成11年度～13年度	【実施期間】 第1次実施期間 平成8年度～10年度 第2次実施期間 平成11年度～16年度
【実施計画の有無】 有	【実施計画の有無】 無	【実施計画の有無】 有	【実施計画の有無】 有
行政推進大綱に基づき実施計画(第1次・第2次) 【現在の実施状況と今後の予定】 行政推進大綱は、 1.時代に即応した組織・機構の見直しについて 2.定員管理及び給与のあり方について 3.効果的な行政運営と職員の見直しについて 4.事務事業の見直しについて 5.行政の情報化による行政サービスの向上について の5項目を柱に策定。 第2次実施計画は、5つの柱について、具体的に80項目を掲げ、各担当課において実施。 平成13年度・14年度で大半の項目が完了。 平成15年度は、12項目に調査・検討。 平成16年度は、新たな実施計画は策定せず、第2次実施計画の積み残しがあれば引き続き検討予定。	現在の実施状況と今後の予定】 第1次行政改革大綱策定(H10) 市立病院給食業務を民間委託 市営バスの管理運営を公社に委託 定員適正化計画の策定 使用料、手数料の改定 「フタ」制度の廃止 今後の予定は特になし。	【現在の実施状況と今後の予定】 平成15年8月 斐川町行政改革大綱・実施計画策定予定(平成15年2月末 審議会答申) 平成15年8月 斐川町行政改革推進委員会(仮称)設置予定	【現在の実施状況と今後の予定】 佐田町行政改革大綱(第1次) 1.当面する個別の方策 事務事業の見直しについて 行政機構の改革について 効率的な行政運営と職員の見直しについて 公共施設の情報化と住民サービスの向上を柱として策定した。 (平成10年9月に行政改革委員会から答申)

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-2

協議項目	各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて	協議細目	行政改革大綱
調整の方針	新市において、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。		
現 況			
出 雲 市			
平 田 市			
斐 川 町			
佐 田 町			
			<p>やまゆりの 郷行政推進大綱（第2次）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事務事業の見直し 2. 新時代に対応する組織機構の再編整備 3. 効率的な行政運営と職員の能力開発 4. 財政の健全化と効率的な運営 5. 地方分権への対応 6. 住民に開かれた町づくりの推進を柱として策定した。 <p>平成12年11月30日に やまゆりの 郷行政推進大綱「実施計画」を策定し、改革推進のためそれぞれの課において具体的な目標を設定した。</p> <p>平成14年度までに全体計画の約60パーセントが終了している。引き続き、各課において、実施計画に沿って実行し、新たな課題に対しても対応することとしている。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-3

協議項目		各種事務事業(行政改革大綱)の取扱いについて		協議細目		行政改革大綱	
調整の方針		新市において、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。					
調整の具体的内容		新市において、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。					
現況		多 伎 町		湖 陵 町		大 社 町	
【名称】 多伎町行政改革大綱 【策定年月日】 平成10年11月25日改定	【名称】 湖陵町行政改革大綱 【策定年月日】 平成7年4月	【名称】 大社町さわやか行政推進大綱 【策定年月日】 平成9年3月	【名称】 大社町さわやか行政推進大綱 【策定年月日】 平成9年3月	【名称】 大社町さわやか行政推進大綱 【策定年月日】 平成9年3月	【名称】 大社町さわやか行政推進大綱 【策定年月日】 平成9年3月	【名称】 大社町さわやか行政推進大綱 【策定年月日】 平成9年3月	【名称】 大社町さわやか行政推進大綱 【策定年月日】 平成9年3月
【実施期間】 平成10年度～平成12年度	【実施期間】 平成7年度～11年度	【実施期間】 平成10年度から平成15年度まで	【実施期間】 平成7年度～11年度	【実施期間】 平成10年度から平成15年度まで	【実施期間】 平成10年度から平成15年度まで	【実施期間】 平成10年度から平成15年度まで	【実施期間】 平成10年度から平成15年度まで
【実施計画の有無】 無	【実施計画の有無】 無	【実施計画の有無】 有	【実施計画の有無】 無	【実施計画の有無】 有	【実施計画の有無】 有	【実施計画の有無】 有	【実施計画の有無】 有
【現在の実施状況と今後の予定】 1.事務事業の見直し 2.組織機構等の見直し 3.定員管理及び給与の適正化の推進 4.効果的な行政運営と職員との能力開発等の推進 5.行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 6.公共施設の設置及び管理運営 7.経費の節減合理化等行政の健全化	【現在の実施状況と今後の予定】 1.事務、事業の見直し 2.行政機構の見直し 3.財政健全化と効率化 平成12年度で終了後、見直しを実施していない	【現在の実施状況と今後の予定】 現在の計画は、平成15年度をもって計画期間が終了する。 行政改革は、当然強力に進めるが、現在のところ平成16年度の計画書の作成は予定にない。	【現在の実施状況と今後の予定】 現在の計画は、平成15年度をもって計画期間が終了する。 行政改革は、当然強力に進めるが、現在のところ平成16年度の計画書の作成は予定にない。	【現在の実施状況と今後の予定】 現在の計画は、平成15年度をもって計画期間が終了する。 行政改革は、当然強力に進めるが、現在のところ平成16年度の計画書の作成は予定にない。	【現在の実施状況と今後の予定】 現在の計画は、平成15年度をもって計画期間が終了する。 行政改革は、当然強力に進めるが、現在のところ平成16年度の計画書の作成は予定にない。	【現在の実施状況と今後の予定】 現在の計画は、平成15年度をもって計画期間が終了する。 行政改革は、当然強力に進めるが、現在のところ平成16年度の計画書の作成は予定にない。	【現在の実施状況と今後の予定】 現在の計画は、平成15年度をもって計画期間が終了する。 行政改革は、当然強力に進めるが、現在のところ平成16年度の計画書の作成は予定にない。

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 住民分科会 1-1

協議項目	各種事務事業（窓口業務関係）の取扱い		協議細目		窓口業務									
調整の方針	<p>1. 窓口手数料については、2市5町で差異のない手数料については、現行のとおりとし、差異のある手数料については、斐川町の例により合併時に統一する。ただし、身分証明（破産者、成年被後見人等）の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。</p> <p>2. 窓口サービスのあり方については、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ新市において検討する。土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>													
現 況														
1 窓口手数料														
区 分	出雲市		平田市		斐川町		佐田町		多伎町		湖陵町		大社町	
	単 位	金額(円)	単 位	金額(円)	単 位	金額(円)	単 位	金額(円)	単 位	金額(円)	単 位	金額(円)	単 位	金額(円)
戸籍事項証明(戸籍謄抄本)	1件	450	1件	450	1通	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450
戸籍記載事項証明	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350
除籍事項証明(除籍謄抄本)	1件	750	1件	750	1通	750	1件	750	1件	750	1件	750	1件	750
除籍記載事項証明	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450
受理証明書	1件	350	1件	350	1通	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350
受理証明(上質紙を用いる場合)	1件	1,400	1件	1,400	1通	1,400	1件	1,400	1件	1,400	1件	1,400	1件	1,400
届出に基づく証明書(死亡届出し等)	1件	350	1件	350	1通	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350
住民票の写し(一部、全部)	1件	200	1件	200	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200
戸籍附票の写し(一部、全部)	1件	200	1件	200	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200
住民票の記載事項証明(年金葉書を含む)	1件	200	1件	200	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200
住民票の閲覧	1世帯	200	1世帯	300	1人	300	1自治会	200	1世帯	200	1自治会	200	1地区	200
印鑑登録証明	1件	200	1件	300	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200
印鑑登録証の交付	1件	200	1件	300	1件	300	無料	300	1件	200	無料	200	1件	200
印鑑登録証の再交付	1件	200	1件	300	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200
認可地縁団体印鑑登録	無料		1件		無料		1件		1件		1件		1件	
認可地縁団体印鑑登録証明	1件	200	1件	300	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200
身分証明(破産者、成年被後見人等)	1件	200	1件	300	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200
外国人登録原票記載事項証明	1件	200	1件	300	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200
自動車臨時運行許可	1件	750	1件	750	1両	750	1件	750	1件	750	1件	750	1件	750
その他の証明	1件	200	1件	300	1件	300	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200

1 窓口手数料
2市5町で差異のない手数料については、現行のとおりとし、差異のある手数料については、斐川町の例により合併時に統一する。ただし、身分証明（破産者、成年被後見人等）の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。

異なる点)
・手数料の区分のうち、～は金額が異なる。
・住民票の閲覧の徴収単位が異なる。
・身分証明(破産者、成年被後見人等)の1件の取扱いが異なる。(出雲市・斐川町の場合は証明項目数を1件として計算。その他の市町は、原則証明書1枚を1件として計算。)

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 住民分科会 1-2

協議項目	各種事務事業（窓口業務関係）の取扱い	協議細目	窓口業務
調整の方針	<p>1. 窓口手数料については、2市5町で差異のない手数料については、現行のとおりとし、差異のある手数料については、斐川町の例により合併時に統一する。ただし、身分証明（破産者、成年被後見人等）の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。</p> <p>2. 窓口サービスのあり方については、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ新市において検討する。土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>		
	<p>現況</p> <p>2 土日サービスコーナー、証明書自動交付機（出雲市のみ実施）</p> <p>(1) 土日サービスコーナー 設置目的】 市行政を市民生活上より身近なものとともに、住民サービスの向上を図る 取扱事務】 (1) 住民票の写し、戸籍謄抄本及び戸籍の附票に係る取次ぎ事務 (2) 印鑑登録証明書、住民票の写し、年金の現況届の証明及び外国人登録原票記載事項証明書に係る即日交付事務 (3) 所得証明書、課税証明書、納税証明書及び資産証明書に係る取次ぎ事務 (4) 簡易な申請書、届け書の取次ぎ事務 (5) 市政案内等に関すること 開所日】 土曜日、日曜日（ただし12月30日から翌年1月4日までは除く。） 開所時間】 午前10時から午後5時まで 場所】 ジャスコ出雲店（出雲市渡橋町106番地）</p>		
	<p>(2) 証明書自動交付機（出雲市のみ実施） 設置目的】 市民サービスの向上及び窓口業務の効率化を図る。 設置場所】 出雲市役所（市民ホール） 設置予定箇所 出雲郵便局（H15年8月から）パルメイ出雲（H16年度以降） 稼働日時】 平日 午前9時から午後5時15分まで 休日（祝日を除く）午前10時から午後5時まで 交付する証明書】 (1) 住民票の写し（請求者及び請求者同一の世帯に属する者に限る） (2) 印鑑登録証明書（請求者に係るものに限る） 利用できる方】 出雲市市民カードの交付等に関する規則に規定する住民票暗証番号及び印鑑登録暗証番号の両方又はいずれか一方の登録を受けた者に限る。 市民カードはH15年8月以降、住基カードに移行する予定。</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>2 土日サービスコーナー、証明書自動交付機 窓口サービスのあり方については、新市全域わたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ新市において検討する。土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	

料金変更に伴う増減（窓口手数料）

資料

手数料の種類	出雲市			平田市			斐川町			佐田町			多伎町			湖陵町			大社町			2市5町(平成13年度)			値上げ			値下げ			
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	総件数	現状	単価	金額(円)	単価	金額(円)	単価	金額(円)		
戸籍事項証明(戸籍謄抄本)	16,822	6,878	5,535	1,395	0	1,135	1,803	4,701	37,134	16,710,300	450	16,710,300	450	16,710,300	450	16,710,300	450	16,710,300	450	16,710,300	37,134	16,710,300	450	16,710,300	450	16,710,300	450	16,710,300	450	16,710,300	
戸籍記載事項証明	13	0	0	0	0	0	0	9	22	7,700	350	7,700	350	7,700	350	7,700	350	7,700	350	7,700	22	7,700	350	7,700	350	7,700	350	7,700	350	7,700	
除籍事項証明(除籍謄抄本)	7,221	2,161	2,610	440	0	349	873	1,445	14,750	11,062,500	750	11,062,500	750	11,062,500	750	11,062,500	750	11,062,500	750	11,062,500	14,750	11,062,500	750	11,062,500	750	11,062,500	750	11,062,500	750	11,062,500	
除籍記載事項証明	0	0	0	0	0	0	0	5	5	2,250	450	2,250	450	2,250	450	2,250	450	2,250	450	2,250	5	2,250	450	2,250	450	2,250	450	2,250	450	2,250	
受理証明書	97	8	4	0	0	4	4	22	135	47,250	350	47,250	350	47,250	350	47,250	350	47,250	350	47,250	135	47,250	350	47,250	350	47,250	350	47,250	350	47,250	
受理証明(上質紙を用いる場合)	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2,800	1,400	2,800	1,400	2,800	1,400	2,800	1,400	2,800	1,400	2,800	2	2,800	1,400	2,800	1,400	2,800	1,400	2,800	1,400	2,800	
届書に基づき証明書(死亡届写し等)	357	154	156	14	27	47	59	787	275,450	350	275,450	350	275,450	350	275,450	350	275,450	350	275,450	787	275,450	350	275,450	350	275,450	350	275,450	350	275,450	350	275,450
住民票の写し(一部、全部)	47,003	13,336	12,697	2,040	1,777	2,699	7,041	84,816	19,566,500	200	19,566,500	200	19,566,500	200	19,566,500	200	19,566,500	200	19,566,500	84,816	19,566,500	200	19,566,500	200	19,566,500	200	19,566,500	200	19,566,500	200	19,566,500
戸籍附票の写し(一部、全部)	1,910	595	421	144	124	182	461	3,713	844,200	200	844,200	200	844,200	200	844,200	200	844,200	200	844,200	3,713	844,200	200	844,200	200	844,200	200	844,200	200	844,200	200	844,200
住民票の記載事項証明(住金葉書含む)	3,509	1,380	879	287	197	264	204	6,523	1,530,500	300	1,530,500	300	1,530,500	300	1,530,500	300	1,530,500	300	1,530,500	6,523	1,530,500	300	1,530,500	300	1,530,500	300	1,530,500	300	1,530,500	300	1,530,500
住民票の閲覧	14,423	3,780	4,559	209	197	68	256	23,295	5,492,900	200	5,492,900	200	5,492,900	200	5,492,900	200	5,492,900	200	5,492,900	23,295	5,492,900	200	5,492,900	200	5,492,900	200	5,492,900	200	5,492,900	200	5,492,900
印鑑登録証明	37,977	11,187	10,279	1,643	1,355	1,920	6,493	69,499	16,046,400	200	16,046,400	200	16,046,400	200	16,046,400	200	16,046,400	200	16,046,400	69,499	16,046,400	200	16,046,400	200	16,046,400	200	16,046,400	200	16,046,400	200	16,046,400
印鑑登録証の交付	3,528	915	959	0	143	0	625	6,027	1,392,800	200	1,392,800	200	1,392,800	200	1,392,800	200	1,392,800	200	1,392,800	6,027	1,392,800	200	1,392,800	200	1,392,800	200	1,392,800	200	1,392,800	200	1,392,800
印鑑登録証の再交付	0	0	0	49	27	55	0	104	20,800	200	20,800	200	20,800	200	20,800	200	20,800	200	20,800	104	20,800	200	20,800	200	20,800	200	20,800	200	20,800	200	20,800
認可地縁団体印鑑登録	0	2	0	0	0	0	0	2	600	0	600	0	600	0	600	0	600	0	600	2	600	0	600	0	600	0	600	0	600	0	600
認可地縁団体印鑑登録証明	0	3	0	0	0	0	0	3	900	0	900	0	900	0	900	0	900	0	900	3	900	0	900	0	900	0	900	0	900	0	900
身分証明(破産者・成年被後見人)	2,687	322	600	53	75	125	0	3,787	849,600	200	849,600	200	849,600	200	849,600	200	849,600	200	849,600	3,787	849,600	200	849,600	200	849,600	200	849,600	200	849,600	200	849,600
外国人登録原票記載事項証明	584	46	122	26	24	0	0	778	172,400	200	172,400	200	172,400	200	172,400	200	172,400	200	172,400	778	172,400	200	172,400	200	172,400	200	172,400	200	172,400	200	172,400
自動車臨時運行許可	1,146	183	526	0	16	6	900	1,181	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	1,181	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700
その他の証明	100	157	18	0	16	6	900	1,181	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	1,181	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700	200	253,700
合計	137,377	41,107	39,365	6,300	5,287	8,046	22,223	254,418	89,417,300	増	13,746,500	減	69,444,700	増	13,746,500	減	69,444,700	増	13,746,500	減	69,444,700	254,418	89,417,300	増	13,746,500	減	69,444,700	増	13,746,500	減	69,444,700

近隣自治体の状況

資料2

手数料の種類	松江市		安来市		大田市		江津市		浜田市		益田市		鳥取市		米子市		倉吉市		境港市		
	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	単位	金額(円)	
戸籍事項証明(戸籍謄抄本)	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	
戸籍記載事項証明	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	
除籍事項証明(除籍謄抄本)	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	
除籍記載事項証明	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	1件につき	450	
受理証明書	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	
受理証明(上質紙を用いる場合)	1件につき	1,400	1件につき	1,400	1件につき	1,400	1件につき	1,400	1件につき	1,400	1件につき	1,400	1件につき	1,400	1件につき	1,400	1件につき	1,400	1件につき	1,400	
届書に基づく証明書(死亡届写し等)	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	1件につき	350	
住民票の写し(一部、全部)	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	
戸籍附票の写し(一部、全部)	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	
住民票の記載事項証明(年金簿含む)	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	
住民票の閲覧	1世帯につき	200	1世帯につき	300	1世帯につき	200	1世帯につき	200	1世帯につき	200	1人につき	150	1人につき	300	1人につき	300	1人につき	300	1世帯につき	100	
印鑑登録証明	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	
印鑑登録証の交付	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	
印鑑登録証の再交付	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	
認可地縁団体印鑑登録	無料	0	無料	0	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	
認可地縁団体印鑑登録証明	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	
身分証明(破産者 成年被後見人)	1通につき	300	1通につき	300	1通につき	400	1通につき	200	1通につき	400	1通につき	400	1通につき	400	1通につき	300	1通につき	300	1通につき	300	
外国人登録原票記載事項証明	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	
自動車臨時運行許可	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	1件につき	750	
その他の証明	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	200	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	1件につき	300	
料金改定時期	平成12年4月1日		平成12年4月1日		平成12年4月1日		平成12年4月1日		平成12年4月1日		平成12年4月1日		平成12年4月1日		平成12年4月1日		平成12年4月1日		平成12年4月1日		平成12年4月1日

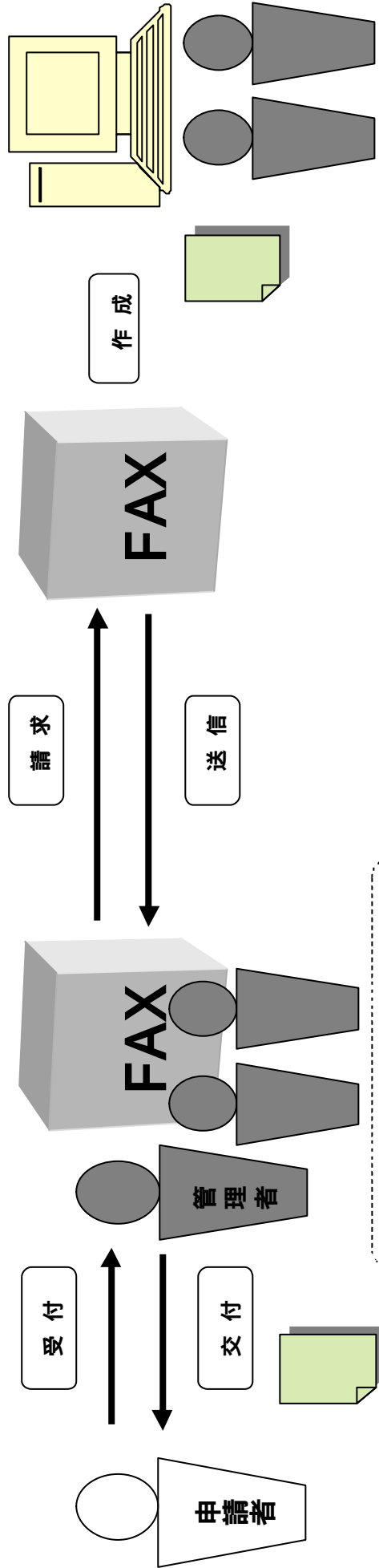
上記の戸籍関係手数料は全て同額です

出雲市サービスコーナーの概要

資料 3

ジャスコ・サービスコーナー

市役所 (市民課)



市民課以外の職員 3名が勤務

(うち 1 名は管理職)

業務内容	取扱文書	取扱件数 (平成 14 年度計)	総件数対比
即日交付	住民票・年金はがき・印鑑証明・ 外国人登録原票記載事項証明書	住民票 1,433 件 印鑑証明 1,348 件	住民票 2.9 % 印鑑証明 3.6 %
取次交付	戸籍謄抄本 税務証明	戸籍謄抄本 74 件	戸籍謄抄本 0.4 %
戸籍届出受付	婚姻届、出生届、養子縁組届等 死亡届を除くすべての戸籍届出	婚姻届 20 件 出生届 15 件	婚姻届 3.8 % 出生届 1.5 %

ランニングコスト(年額)

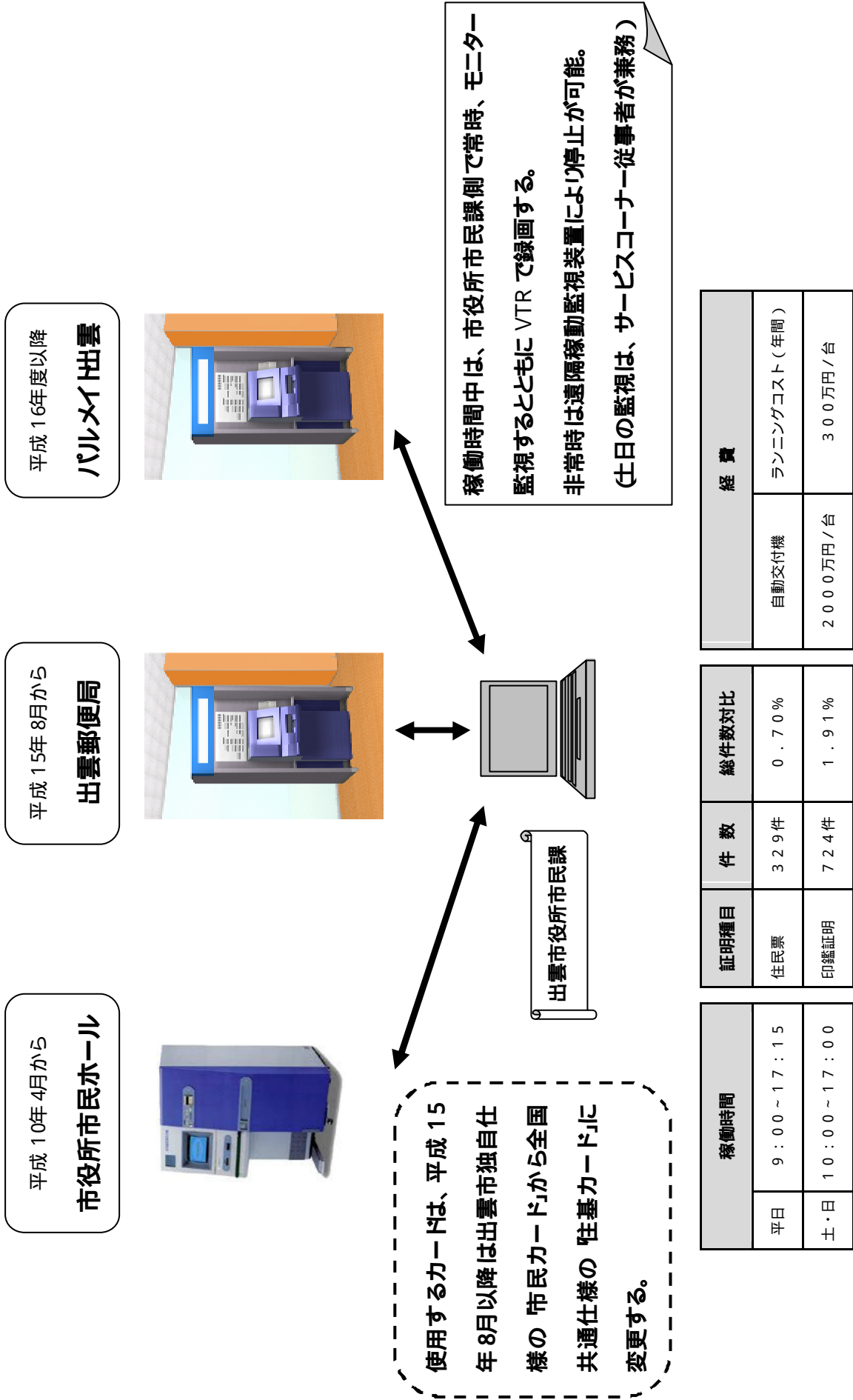
ファックスリース料(本庁用)	55千円
(ジャスコ用)	375千円
ファックス保守料	115千円
ファックス通話料	240千円
その他事務品費	30千円
計	815千円

職員の勤務体制

- ・市民課職員は月 1 回程度、それ以外の職員は 1 年半に 1 回程度、管理職は半年に 1 回程度のローテーションとなる。
- ・出勤日は代休措置する。

証明書自動交付機の概要

資料4



経費	
自動交付機	ランニングコスト(年間)
2000万円/台	300万円/台

証明種目	件数	総件数対比
住民票	329件	0.70%
印鑑証明	724件	1.91%

稼働時間	
平日	9:00~17:15
土・日	10:00~17:00

資料5

サービスコーナー取扱件数明細表

	サービスコーナーでの交付										サービスコーナーでの申請受付										総合計				
	即日交付					事前受付による交付					市民課					その他の書類受付									
	住民票	印鑑証明	年金現況届	事項証明書記載	計	戸籍謄抄本	住民票	住所	課税	納税資産	計	総件数	婚姻届書	出生届書	戸籍謄抄本	住民票	住居鑑証明	印鑑証明	その他	計		税務証明書	その他の書類受付	相談件数	電話受付件数
平成14年4月	122	96	4	0	222	6	7	2	0	0	15	237	1	0	6	0	0	0	1	8	1	7	28	11	292
5月	97	66	3	1	167	1	0	0	0	1	168	168	1	3	4	0	0	0	1	9	2	8	52	20	259
6月	100	94	2	2	198	9	0	18	10	0	37	235	3	2	8	0	0	0	1	14	12	18	43	21	343
7月	92	85	1	0	178	1	0	19	6	0	26	204	3	1	11	0	0	0	0	15	12	6	35	16	288
8月	103	61	4	0	168	0	0	3	0	0	3	171	1	1	3	0	0	0	0	5	3	6	32	21	238
9月	120	88	4	2	214	2	0	1	0	0	3	217	3	3	8	0	0	0	0	14	2	6	10	12	261
10月	111	122	4	5	242	3	0	1	1	0	5	247	1	0	5	0	0	0	2	8	0	9	24	13	301
11月	100	93	3	2	198	2	0	2	2	1	7	205	3	0	8	1	0	0	0	12	3	7	30	16	273
12月	109	100	0	2	211	0	0	5	1	1	7	218	0	3	3	0	0	0	4	10	2	7	59	27	323
平成15年1月	124	110	2	0	236	3	0	3	2	4	12	248	0	1	8	0	0	0	0	9	1	10	52	20	340
2月	150	150	2	1	303	2		5		1	8	311			8				1	9	1	7	67	22	417
3月	205	283	6	2	496	2		4	18	15	39	535	4	1	2				7		1	9	63	52	667
平成14年度計	1,433	1,348	35	17	2,833	31	7	63	40	22	163	2,996	20	15	74	1	0	0	10	120	40	100	495	251	4,002
平成13年度計	1,426	1,397	37	15	2,875	77	3	76	13	9	178	3,053	24	14	90	1	0	0	11	140	45	94	484	285	4,101
平成12年度計	1,329	1,435	40	30	2,834	74	14	58	2	3	151	2,985	13	28	81	10			15	147	43	113	383	322	3,993
平成11年度計	1,189	1,275	69	45	2,578	62	4	51	17	3	137	2,715	26	22	115	6			17	186	50	82	395	318	3,746
平成10年度計	1,133	1,275	97	34	2,539	70	2	85	9	13	179	2,718	29	26	87	2			20	164	54	91	418	311	3,756
平成9年度計	1,035	1,134	262	15	2,446	48	10	79	2	3	142	2,588	25	25	68	7			8	133	31	83	357	281	3,473
平成8年度計	1,297	1,296	366	17	2,976	53	7	59	15	2	136	3,112	31	44	93	17	4	4	25	214	47	145	402	382	4,302
平成7年度計	1,047	1,342	351	5	2,745	45		149	10	11	215	2,960	43	19	88	9			11	170	36	91	384	324	3,965

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(保健事業関係その2)の取扱い	協議細目	医療費助成について
調整の方針	<p>1. 乳幼児等医療費助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。</p> <p>2. 福祉医療費助成制度については、大社町の例により合併時点で調整する。</p>		
出雲市	<p>1 乳幼児等医療費助成 【目的等】 乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、保護者の経済的負担の軽減及び乳幼児等の健全な育成を図ることを目的とする ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 一部負担金 ・3歳未満の入院・通院 700円 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 就学後 20歳未満までのぜんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 【県補助金】 助成額の1/2を補助</p> <p>2 福祉医療費助成 【目的等】 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対象者の健康の保持と安定を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担額から一部負担金500円を控除した額を助成 【県補助】 助成額の1/2を補助 【対象者】 ・65才以上の寝たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・重度、中度の知的障害児(者)など ・身体障害者1級又は2級 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり18歳未満の児童を扶養する者</p>	<p>平田市</p> <p>1 乳幼児等医療費助成 【目的等】 乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等疾病の早期発見及び早期治療を促進し、保護者の経済的負担の軽減及び乳幼児等の健全な育成を図ることを目的とする ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 一部負担金 ・3歳未満の入院・通院 1,000円 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割(上限 15,000円) 就学後 20歳未満までのぜんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 【県補助金】 助成額の1/2を補助</p> <p>2 福祉医療費助成 【目的等】 福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより福祉医療対象者の健康の維持と生活の安定を図り、もって福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担額から一部負担金500円を控除した額を助成 【県補助】 助成額の1/2を補助 【対象者】 ・65才以上の寝たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・重度、中度の知的障害児(者)など ・身体障害者1級又は2級 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり18歳未満の児童を扶養する者</p>	<p>斐川町</p> <p>1 乳幼児等医療費助成 【目的等】 乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより、疾病の早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 一部負担金 ・3歳未満の入院・通院 700円 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 就学後 20歳未満までのぜんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 【県補助金】 助成額の1/2を補助</p> <p>2 福祉医療費助成 【目的等】 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対象者の健康の保持と安定を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担額から一部負担金500円を控除した額を助成 【県補助】 助成額の1/2を補助 【対象者】 ・65才以上の寝たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・重度、中度の知的障害児(者)など ・身体障害者1級又は2級 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり18歳未満の児童を扶養する者 ・父子家庭、配偶者に障害のある男子</p>
出雲市	<p>1 乳幼児等医療費助成 【目的等】 乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、保護者の経済的負担の軽減及び乳幼児等の健全な育成を図ることを目的とする ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 一部負担金 ・3歳未満の入院・通院 700円 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 就学後 20歳未満までのぜんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 【県補助金】 助成額の1/2を補助</p> <p>2 福祉医療費助成 【目的等】 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対象者の健康の保持と安定を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担額から一部負担金500円を控除した額を助成 【県補助】 助成額の1/2を補助 【対象者】 ・65才以上の寝たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・重度、中度の知的障害児(者)など ・身体障害者1級又は2級 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり18歳未満の児童を扶養する者</p>	<p>佐田町</p> <p>1 乳幼児等医療費助成 【目的等】 乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより、疾病の早期発見と経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業。</p> <p>【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成。 一部負担金 ・3歳未満の入院・通院 700円 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 就学後 20歳未満のぜんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 【県補助金】 助成額の1/2</p> <p>2 福祉医療費助成 【目的等】 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対象者の健康の保持と安定を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担額から一部負担金500円を控除した額を助成 【県補助】 助成額の1/2を補助 【対象者】 ・65才以上の寝たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・重度、中度の知的障害児(者)など ・身体障害者1級又は2級 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり18歳未満の児童を扶養する者</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目		協議細目	
各種事務事業(保健事業関係その2)の取扱い		医療費助成事業	
調整の方針			
1. 乳幼児等医療費助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。 2. 福祉医療費助成制度については、大社町の例により合併までに調整する。			
現況		調整の具体的内容	
多岐	町	大社	町
<p>1 乳幼児等医療費助成 【目的等】 乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより、疾病の早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 一部負担金 ・3歳未満の入院・通院 700円 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 就学後20歳未満までのせんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 【農補助金】 助成額の1/2を補助</p> <p>2 福祉医療費助成 【目的等】 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対象者の健康の保持と安定を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担額から一部負担金500円を控除した額を助成 【農補助】 助成額の1/2を補助 【対象者】 ・65才以上の障たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・重度、中度の知的障害児(者)など ・身体障害者1級又は2級 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり、18歳未満の児童を扶養する者</p>	<p>1 乳幼児等医療費助成 【目的等】 乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより、疾病の早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 一部負担金 ・3歳未満の入院・通院 700円 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 就学後20歳未満までのせんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 【農補助金】 助成額の1/2を補助</p> <p>2 福祉医療費助成 【目的等】 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対象者の健康の保持と安定を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担額から一部負担金500円を控除した額を助成 【農補助】 助成額の1/2を補助 【対象者】 ・65才以上の障たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・重度、中度の知的障害児(者)など ・身体障害者1級又は2級 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり、18歳未満の児童を扶養する者</p>	<p>1 乳幼児等医療費助成 【目的等】 乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより、疾病の早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 一部負担金 ・3歳未満の入院・通院 700円 ・3歳以上就学前までの入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 就学後20歳未満までのせんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院 総医療費の1割(上限 15,000円/月) 【農補助金】 助成額の1/2を補助</p> <p>2 福祉医療費助成 【目的等】 福祉医療対象者に対して医療費を助成することによって対象者の健康の保持と安定を図る。 ・県単位の事業</p> <p>【助成額】 本人負担額から一部負担金500円を控除した額を助成 【農補助】 助成額の1/2を補助 【対象者】 ・65才以上の障たきり、介護が必要な人で市町長が認めた者 ・重度、中度の知的障害児(者)など ・身体障害者1級又は2級 ・母子及び寡婦福祉法に規程する配偶者のいない女子であり、18歳未満の児童を扶養する者</p>	<p>1 乳幼児等医療費助成 乳幼児等医療費助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。</p> <p>2 福祉医療費助成 福祉医療費助成制度については、大社町の例により合併までに調整する。</p>

資料 1

平成14年度 乳幼児等医療費市町単独助成額推計（一部負担金の700円～1,000円部分を単独助成した場合）

(単位:円)

区分	出雲市		平田市		斐川町		佐田町		多伎町		湖陵町		大社町		合計	
	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額
10月	1,947	538,546	539	161,700	621	170,038	52	14,650	50	12,870	100	27,958	224	61,232	3,533	986,994
11月	2,225	613,478	571	171,300	717	194,410	55	15,550	58	16,090	89	24,588	214	58,628	3,929	1,094,044
12月	2,148	600,342	553	165,900	665	177,374	58	17,320	41	11,278	105	29,128	178	48,488	3,748	1,049,830
1月	2,093	586,114	580	174,000	665	182,776	53	15,290	44	12,230	115	31,596	209	57,860	3,759	1,059,866
2月	1,998	544,326	475	142,500	588	154,410	54	15,600	41	11,286	109	29,068	205	54,360	3,470	951,550
計	10,411	2,882,806	2,718	815,400	3,256	879,008	272	78,410	234	63,754	518	142,338	1,030	280,568	18,439	5,142,284
平均	2,082	576,561	544	163,080	651	175,802	54	15,682	47	12,751	104	28,468	206	56,114	3,688	1,028,457
年間推計	24,986	6,918,734	6,523	1,956,960	7,814	2,109,619	653	188,184	562	153,010	1,243	341,611	2,472	673,363	44,254	12,341,482

- 1) 平田市については、一部負担金を700円にした場合の負担増分を推計。ただし、1,000円の控除件数実績に300円を乗じて算出しており、1,000円未満部分については推計額に入っていない。
- 2) 平田市を除く1市5町は実績である。
- 3) 年間推計は、月平均に12ヶ月を乗じて算出。

乳幼児等医療費助成額年度比較

資料 2

(単位:円)

区 分	13年度助成額	14年度助成額	対前年差額	備 考
出雲市	10月	10,798,734	7,236,042	3,562,692
	11月	10,604,207	9,472,483	1,131,724
	12月	14,929,428	10,612,261	4,317,167
	1月	13,340,782	10,104,430	3,236,352
	2月	11,543,277	9,632,471	1,910,806
	合計	61,216,428	47,057,687	14,158,741
	平均	12,243,286	9,411,537	2,831,748
平田市	10月	2,769,727	1,934,126	835,601
	11月	2,334,227	1,808,020	526,207
	12月	3,400,066	2,069,174	1,330,892
	1月	2,223,539	1,757,360	466,179
	2月	2,124,710	1,168,212	956,498
	合計	12,852,269	8,736,892	4,115,377
	平均	2,570,454	1,747,378	823,075
斐川町	10月	3,307,577	2,143,422	1,164,155
	11月	2,639,333	2,596,659	42,674
	12月	3,864,575	2,967,688	896,887
	1月	3,304,046	2,399,173	904,873
	2月	2,937,018	2,066,346	870,672
	合計	16,052,549	12,173,288	3,879,261
	平均	3,210,510	2,434,658	775,852
佐田町	10月	164,429	243,310	78,881
	11月	426,448	303,517	122,931
	12月	349,612	218,864	130,748
	1月	184,835	267,910	83,075
	2月	160,227	171,644	11,417
	合計	1,285,551	1,205,245	80,306
	平均	257,110	241,049	16,061
多伎町	10月	346,599	221,987	124,612
	11月	495,712	244,639	251,073
	12月	610,878	209,379	401,499
	1月	254,879	130,318	124,561
	2月	277,418	183,594	93,824
	合計	1,985,486	989,917	995,569
	平均	397,097	197,983	199,114
湖陵町	10月	562,445	405,250	157,195
	11月	473,120	414,392	58,728
	12月	490,926	756,344	265,418
	1月	541,071	419,567	121,504
	2月	579,008	312,768	266,240
	合計	2,646,570	2,308,321	338,249
	平均	529,314	461,664	67,650
大社町	10月	1,269,881	825,761	444,120
	11月	1,510,808	752,279	758,529
	12月	2,052,743	854,201	1,198,542
	1月	1,031,416	1,013,354	18,062
	2月	1,039,690	804,897	234,793
	合計	6,904,538	4,250,492	2,654,046
	平均	1,380,908	850,098	530,809
合計	10月	19,219,392	13,009,898	6,209,494
	11月	18,483,855	15,591,989	2,891,866
	12月	25,698,228	17,687,911	8,010,317
	1月	20,880,568	16,092,112	4,788,456
	2月	18,661,348	14,339,932	4,321,416
	合計	102,943,391	76,721,842	26,221,549
	平均	20,588,678	15,344,368	5,244,310

14年度助成額は、市町の単独助成分を加えた額(平田市は推計)

福祉医療費助成(母子家庭分)に係る調査

	年 度	医療費助成額 (年間)	世帯数 (平均)	1世帯当り 助成額	備考
出雲市	平成10年度	22,996,068	301	76,399	
	平成11年度	27,883,289	315	88,518	
	平成12年度	27,795,845	311	89,376	
	平成13年度	25,102,108	329	76,298	
	平成14年度	26,124,087	344	75,942	
	計	129,901,397	1,600	81,188	
平田市	平成10年度	6,221,405	83	74,957	
	平成11年度	5,863,454	82	71,506	
	平成12年度	7,026,522	84	83,649	
	平成13年度	5,329,933	79	67,468	
	平成14年度	5,033,966	83	60,650	
	計	29,475,280	411	71,716	
斐川町	平成10年度	2,716,415	39	69,652	
	平成11年度	2,846,826	39	72,996	
	平成12年度	3,657,577	44	83,127	
	平成13年度	4,559,884	53	86,036	
	平成14年度	4,958,804	58	85,497	
	計	18,739,506	233	80,427	
佐田町	平成10年度	817,415	13	62,878	
	平成11年度	585,315	11	53,210	
	平成12年度	868,427	16	54,277	
	平成13年度	883,431	13	67,956	
	平成14年度	908,642	17	53,450	
	計	4,063,230	70	58,046	
多伎町	平成10年度	933,608	19	49,137	
	平成11年度	1,387,445	19	73,023	
	平成12年度	820,677	21	39,080	
	平成13年度	873,227	22	39,692	
	平成14年度	812,000	21	38,667	
	計	4,826,957	102	47,323	
湖陵町	平成10年度	2,306,555	25	92,262	
	平成11年度	2,069,068	28	73,895	
	平成12年度	1,773,362	27	65,680	
	平成13年度	1,956,491	23	85,065	
	平成14年度	1,950,323	26	75,012	
	計	10,055,799	129	77,952	
大社町	平成10年度	2,623,587	25	104,943	
	平成11年度	2,865,491	27	106,129	
	平成12年度	2,797,902	29	96,479	
	平成13年度	2,414,476	29	83,258	
	平成14年度	2,416,482	32	75,515	
	計	13,117,938	142	92,380	
合計		210,180,107	2,687	78,221	

福祉医療費助成に係る父子家庭の推計

資料 4

区分	年 度	総世帯数	母 子 家 庭			父 子 家 庭	
			医療費助成額	世帯数	1世帯当 助成額	(1) 推計世帯数	(2) 推計助成額
出雲市	10年度		22,996,068	301	76,399		
	11年度		27,883,289	315	88,518		
	12年度		27,795,845	311	89,376		
	13年度		25,102,108	329	76,298		
	14年度		26,124,087	344	75,942		
	計	28,666	129,901,397	1,600	81,188	2.40	194,852
平田市	10年度		6,221,405	83	74,957		
	11年度		5,863,454	82	71,506		
	12年度		7,026,522	84	83,649		
	13年度		5,329,933	79	67,468		
	14年度		5,033,966	83	60,650		
	計	7,804	29,475,280	411	71,716	0.65	46,615
斐川町	10年度						
	11年度						
	12年度						
	13年度						
	14年度						
	計	7,134				1	333,785
佐田町	10年度		817,415	13	62,878		
	11年度		585,315	11	53,210		
	12年度		868,427	16	54,277		
	13年度		883,431	13	67,956		
	14年度		908,642	17	53,450		
	計	1,233	4,063,230	70	58,046	0.10	5,805
多伎町	10年度		933,608	19	49,137		
	11年度		1,387,445	19	73,023		
	12年度		820,677	21	39,080		
	13年度		873,227	22	39,692		
	14年度		812,000	21	38,667		
	計	1,278	4,826,957	102	47,323	0.11	5,206
湖陵町	10年度		2,306,555	25	92,262		
	11年度		2,069,068	28	73,895		
	12年度		1,773,362	27	65,680		
	13年度		1,956,491	23	85,065		
	14年度		1,950,323	26	75,012		
	計	1,711	10,055,799	129	77,952	0.14	10,913
大社町	10年度						
	11年度						
	12年度						
	13年度						
	14年度						
	計	4,835				0	0
合 計		52,661	178,322,663	2,312	77,129	4.40	597,176

(1)父子家庭の推計世帯数は、斐川町・大社町の実績割合を各市町の総世帯数に乗じて算出。
斐川町 7,134世帯・大社町 4,835世帯。合計 11,969世帯で対象となる父子家庭は、1世帯

(2)父子家庭の推計医療費助成は、推計世帯数に母子の1人当り助成額を乗じて算出
(斐川町と大社町は実績)

出雲地区合併協議会の調整方針

住民 福祉専門部会 福祉分科会 1-1

協議項目	各種事務事業 (高齢者福祉関係その1)の取扱い	協議細目	高齢者福祉事業
<p>調整の方針</p> <p>1. 敬老記念事業については、次のとおりとする 記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100歳以上に統一し、永年婚・三世代同居は対象外とする。温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。</p> <p>2. 式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催について、新市において検討する。</p> <p>3. 高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>現況</p> <p>雲 市</p> <p>1 敬老記念事業 長寿、永年婚等の方に祝品を贈呈する。 長寿、永年婚等 【対象者】 喜寿、米寿、90歳以上、新100歳、100歳以上 ・50年婚、60年婚、70年婚、三世代同居世帯 【試典】 毎年9月に総合福祉大会を開催 【祝賀方法】 喜寿、米寿、永年婚、三世代・祝品贈呈 (総合福祉大会に案内) 90歳以上・祝品贈呈 (配布方を民生委員に依頼) 新100歳、100歳以上・祝品贈呈 (市長等が自宅訪問) 【4年度予算額】4,080千円</p> <p>田 市</p> <p>1 敬老記念事業 敬老会記念品費 長寿 【対象者】 古希、喜寿、米寿、90歳以上 【試典】 各地区で開催 【祝賀方法】 対象者に記念品 (一部賞状)を贈呈、100歳のみ市長訪問 【4年度予算】1,000千円 永年婚 高砂賞 対象者50年夫婦 【試典】市立文化館に集まってもらい開催 【祝賀方法】賞状、記念品授与、会食、余興 【4年度予算】1,000千円</p> <p>川 町</p> <p>1 敬老記念事業 敬老祝品贈呈 長寿 【対象者】満年齢 金婚・米寿・長寿(89歳以上)・100歳以上 【試典】 各地区で開催 【祝賀方法】 金婚・町長 助役 収入役が「敬老の日」前後に記念品を贈呈 米寿・長寿 民生児童委員が敬老の日・前後に記念品を贈呈 100歳以上：町長が敬老の日・前に記念品を贈呈 【4年度予算】2,510,000円 ・金婚 8,000円×115組 ・米寿 8,000円×80人 ・長寿 3,000円×300人 ・100歳以上 10,000円×5人</p> <p>町</p> <p>1 敬老記念事業 長寿者等記念品事業 長寿 【対象者】 ・100歳以上(長寿) ・米寿 ・喜寿 ・古希 ・ダイヤモンド婚(調査による自己申告) ・金婚(調査による自己申告) 【内容】 長寿 12,000円 米寿 6,000円 喜寿 5,000円 古希 4,000円 ダイヤモンド婚 12,000円 金婚 7,000円 それぞれの金額の 佐田町商業協同組合商品券を11月に開催する「元氣いきいき 推進大会」の席上、贈呈する。 【試典】 佐田町の場合、敬老を祝す式典は実施していないが、健康づくり、介護予防等の啓発を軸とした「元氣いきいき推進大会」を11月に実施している。 【対象者】 概ね65歳以上の高齢者等 【内容】 ・講演、映画フォーラム、高齢者サークル活動発表など ・佐田町中央公民館で、送迎用マイクロバス運行 【1年度予算額】 記念品事業 1,192千円 いきいき推進大会 700千円</p>	<p>田 町</p> <p>1 敬老記念事業 長寿者等記念品事業 長寿 【対象者】 ・100歳以上(長寿) ・米寿 ・喜寿 ・古希 ・ダイヤモンド婚(調査による自己申告) ・金婚(調査による自己申告) 【内容】 長寿 12,000円 米寿 6,000円 喜寿 5,000円 古希 4,000円 ダイヤモンド婚 12,000円 金婚 7,000円 それぞれの金額の 佐田町商業協同組合商品券を11月に開催する「元氣いきいき 推進大会」の席上、贈呈する。 【試典】 佐田町の場合、敬老を祝す式典は実施していないが、健康づくり、介護予防等の啓発を軸とした「元氣いきいき推進大会」を11月に実施している。 【対象者】 概ね65歳以上の高齢者等 【内容】 ・講演、映画フォーラム、高齢者サークル活動発表など ・佐田町中央公民館で、送迎用マイクロバス運行 【1年度予算額】 記念品事業 1,192千円 いきいき推進大会 700千円</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 福祉分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(高齢者福祉関係その1)の取扱い	協議細目	高齢者福祉事業
調整の方針	<p>1. 敬老記念事業については、次のとおりとする 記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・40歳以上に統一し、永年婚・三世代同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。</p> <p>式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催については、新市において検討する。</p> <p>2. 高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>		
現況			
多岐	町	湖陵	町
<p>1 敬老記念事業</p> <p>【対象者】 75歳以上の高齢者(かそえ年)平成14年度対象者 645人</p> <p>【式典】 敬老の日 9月15日に開催 3会場で実施(4年に1回は1会場で実施)</p> <p>【祝賀方法】 式典で記念品贈呈 75歳以上(1品約2,500円) 95歳以上(1品約8,000円) 95歳以上については敬老会以前に町長が自宅訪問にて贈呈。</p> <p>【アトラクション】 婦人会委託(委託料180,000円) 昼食(弁当、酒有り)</p> <p>【4年度予算額】3,482,000円</p>	<p>1 敬老記念事業</p> <p>【対象者】 70歳以上の高齢者</p> <p>【式典】 敬老の日 9月15日に開催</p> <p>【祝賀方法】 式典(祝品贈呈)、アトラクション開催。 70歳以上の高齢者に記念品を贈呈。最高齢者、100歳以上、米寿、金類に祝品を贈呈。</p> <p>【4年度予算額】1,262,000円</p>	<p>1 敬老記念事業</p> <p>【対象者】 75歳以上の高齢者</p> <p>【式典】 敬老の日 9月15日に開催</p> <p>【祝賀方法】 式典(寿詞・祝品贈呈)・アトラクション開催。 75歳以上の高齢者に記念品を贈呈。最高齢者、100歳以上、白寿、米寿、喜寿に寿詞・祝品を贈呈。</p> <p>【4年度予算額】2,700,000円</p>	<p>1 敬老記念事業</p> <p>記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・40歳以上に統一し、永年婚・三世代同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。</p> <p>式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催については、新市において検討する。</p>
調整の具体的な内容		大社	町

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 福祉分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(高齢者福祉関係その1)の取扱い			協議細目	高齢者福祉事業
調整の方針	<p>1. 敬老記念事業については、次のとおりとする 記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100歳以上に統一し、永年婚三世代同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。</p> <p>2. 高齢者生活福祉センター事業については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催については、新市において検討する。</p> <p>3. 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり、新市に引き継ぐ。</p>				
現況					
出雲	市	平田市	斐川町	佐田町	町
<p>2 高齢者生活福祉センター事業 なし</p>	<p>2 高齢者生活福祉センター事業 なし</p>	<p>2 高齢者生活福祉センター事業 なし</p>	<p>2 高齢者生活福祉センター事業 なし</p>	<p>2 高齢者生活福祉センター事業 【事業目的内容】 高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び地域交流事業を総合的に提供する施設。(平成2年度設置) 通所介護部門(介護保険対象)公設民営(委託先 町社協) 居住部門(委託先 町社協)定員12名 【居住部門対象者】 町内に在住の60歳以上の独居、高齢者夫婦世帯及び家族による援助を受けることが出来ない者で、独立して生活することに不安があるもの。家屋の老朽化なども考慮される。 入所者数 12名 【居住運営形態】 居住部門には生活相談員2名、夜間介助員1名を配置。町社会福祉協議会に管理運営委託を実施している。 利用者からは所得に応じて利用料負担(応能負担) 【運営財源】 国補助金、利用料、町一般財源で構成している。 14年度予算 歳入 補助金 10,698,000円 利用料 5,058,000円 町一般 3,788,000円 計 19,544,000円 歳出 委託料 19,544,000円 【その他】 通所介護部門について利用料金制を採用している。</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 福祉分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(高齢者福祉関係その1)の取扱い	協議細目	高齢者福祉事業
調整の方針	<p>1. 敬老記念事業については、次のとおりとする 記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100歳以上に統一し、永年婚・三世代同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。</p> <p>2. 高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	協	
		議	
現況			
多岐	町	湖陵町	大社町
<p>2 高齢者生活福祉センター事業 なし</p>	<p>2 高齢者生活福祉センター事業 なし</p>	<p>2 高齢者生活福祉センター事業 なし</p>	<p>2 高齢者生活福祉センター事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
調整の具体的内容			

出雲地区合併協議会の調整方針

住民 福祉専門部会 福祉分科会 3-1

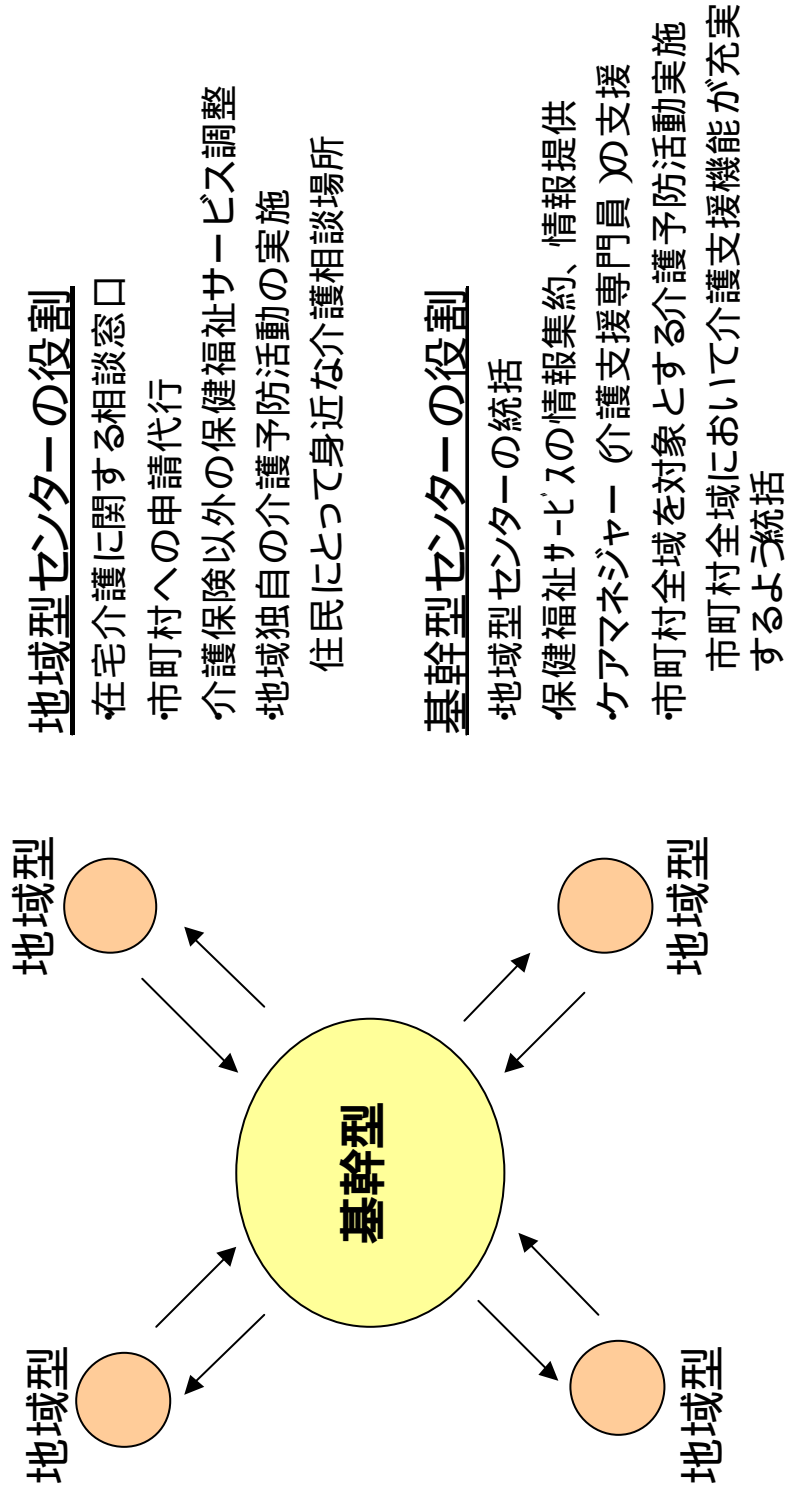
協議項目	各種事務事業(高齢者福祉関係の1)の取扱い	協議細目	高齢者福祉事業
調整の方針	<p>1. 敬老記念事業については、次のとおりとする 記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100歳以上に統一し、永年婚・三世代同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。</p> <p>2. 高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	協	
現 況			
出雲	平田市	斐川町	佐田町
<p>3 在宅介護支援センター運営事業 【実施主体】 出雲市</p> <p>【施設数・内容】 基幹型1か所(福祉推進課内に設置) 地域型5か所(社会福祉法人に委託。清流園・ひまわり園・二ことぶき園・みどりの郷出雲・もくも苑)</p> <p>【4年度予算額】 23,390千円(地域型への委託料)</p>	<p>3 在宅介護支援センター運営事業 【実施主体】 平田市</p> <p>【施設数】 1(基幹型+地域型) 財団法人平田市介護公社へ委託</p> <p>【4年度予算額】 20,199千円(委託料)</p>	<p>3 在宅介護支援センター運営事業 【実施主体】 斐川町 地域型 斐川サンホーム・なのはな園</p> <p>【施設数】 基幹型 1ヶ所 地域型 2ヶ所</p> <p>【4年度予算額】 基幹型 19,197,000円 地域型 2ヶ所で 8,347,000円</p>	<p>3 在宅介護支援センター運営事業 【実施主体】 佐田町 (管理運営は佐田町社会福祉協議会に委託)</p> <p>【施設数・内容】 地域型支援センター1か所 2名の職員が高齢者・障害者等の生活相談や介護予防事業、ケアプラン担当者会議などを実施している。</p> <p>【4年度予算額】 委託料 8,988,000円(うち国庫補助事業部分 4,314,000円)</p> <p>【その他】 佐田町高齢者保健福祉計画(平成15年3月策定)で、在宅介護支援センター機能充実を重要施策と位置付けている。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 福祉分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(高齢者福祉関係その1)の取扱い	協議細目	高齢者福祉事業
調整の方針	<p>1. 敬老記念事業については、次のとおりとする 記念品贈呈の対象者は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100歳以上に統一し、永年婚・三世代同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。</p> <p>2. 高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>		
現況			
多 岐	町	湖 陵 町	大 社 町
<p>3 在宅介護支援センター運営事業 【実施主体】 社会福祉法人多岐の郷に委託</p> <p>【施設数】 地域型 1か所 職員数 4名</p> <p>【14年度予算額】 8,306,000円</p>	<p>3 在宅介護支援センター運営事業 【実施主体】 (社福)JAいずも福祉社会</p> <p>【施設数】 地域型 1か所</p> <p>【14年度予算額】 4,172,000円</p>	<p>3 在宅介護支援センター運営事業 【実施主体】 基幹型 大社町 地域型 大社町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【施設数】 基幹型 1箇所 地域型 1箇所(社協へ委託)</p> <p>【14年度予算額】 基幹型 10,851千円 地域型 6,283千円</p>	<p>3 在宅介護支援センター運営事業 各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
調整の具体的内容			

在宅介護支援センターの機能



出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	地域農業マスタープラン
調整の方針			
<p>2市5町の現行の地域農業マスタープランは、16年度までのプランであり、平成17年度以降事業が延長される場合には、新市において、平成17年3月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。</p>			
現況			
出雲市	平市	斐川町	佐田町
<p>経営・生産対策の基本方針) 農地集約利用推進会議により農地の利用調整、農地利用の再配分を行いながら、収益性の高い作物の団地化を図る。 ぶどう、青ねぎ、菊等7品目を特産重点振興作物とし、産地づくりを推進する。 認定農業者の経営改善、法人化、集落営農の組織化を推進し、担い手を育成・確保する。</p> <p>【注要作目】 水稲、麦(そば)、ぶどう、梨、青ねぎ、いちご、メロン、きゅうり、アスパラガス、菊、シクラメン、肉用牛、乳用牛</p>	<p>【マスタープランの経営の基本指標】 所得 500万円以上 労働時間 2000時間以内 認定農業者 目標70 現状69 農業法人 目標2 現状3 多様な担い手 目標20 現状17 女性農業者 目標4 現状1 高齢者活動グループ 目標3 現状2 新規就農者 目標2 現状2 担い手への利用集積 目標56&8a 現状482ha</p> <p>【注要作目】 水稲、麦、大豆、青ネギ、7ロリー、柿、シクラメン、肥育牛、酪農、ぶどう</p>	<p>本町の農業は、大区画圃場をはじめ基盤整備率98%の生産基盤を背景に、米・麦・大豆・飼料用作物の団地化、高度化を図るとともに、産地指定作目(たまねぎ、干ヤベツ)等特産作物の振興、施設野菜、施設果樹、花卉等の栽培拡大も併せて進めてきている。 こうした生産振興に加え認定農業者や集落営農組織、農業法人をはじめとした多様な担い手の育成を図るため、各種支援策を含めた総合的対策を定めつつある。 これら本町の農業振興に關わる基本方向については、斐川町農業基本構想(アグリプラン21)に基づかれており、地域農業マスタープランの中で具体的な年次施策が示されている。</p> <p>【マスタープランにおける具体的経営指標】 所得 500万円以上 労働時間 2000時間以内 認定農業者 目標75 現状56 農業法人 目標4 現状2 多様な担い手 目標30 現状12 女性農業者 目標6 現状2 高齢者活動グループ 目標6 現状3 新規就農者 目標2 現状4 担い手への利用集積 目標1320ha 現状991ha</p> <p>【注要作目】 水稲、麦、大豆、ひまわり、玉葱、キャベツ、ぶどう、トマト、いちご、青ねぎ、野菜苗、シクラメン、葉たばこ、肉用牛、乳用牛</p>	<p>本町の農業は、少量多品種、限定された農地面積に大きく左右され、他市町の大規模農地で展開される農業とはスタイルが大きく異なっている合併によるスケールメリットを引き出したいが、奨励作物も生産量が少量であり大規模生産地との連携を図りながら実施する程のメリットは少ない。また、本町は畜産による農業組生産額が高く、農業振興の中で畜産振興が大きなウエイトを占めている。</p>
関係事例			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	地域農業マスタープラン
調整の方針	2市5町の現行の地域農業マスタープランは、16年度までのプランであり、平成17年度以降事業が延長される場合には、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。		
調整の具体的内容			
多岐	町	町	町
<p>(マスタープランの指標) 所得 40.0万円程度 労働時間 2000時間 (主要作物等) 水稲、いちじく、ぶどう、乳用牛、繁殖牛</p> <p>水田については、連坦する耕地が狭く、畦畔が多い。また、水利も細かく分かれており、担い手への集積ができていないため、認定農家、集落営農法人等の育成が困難である。</p>	<p>(マスタープランの具体的な経営の指標) 所得 45.0万円 2000時間労働時間 認定農業者 目標 16 現状 11 農業法人 目標 2 現状 0 多様な担い手 目標 4 現状 2 女性農業者 目標 3 現状 0 委員数 目標 5 現状 4 起業者グループ 目標 3 現状 1 新規就農者 目標 7 現状 0 担い手への集積 目標 7 1ha 現状 6 9ha</p> <p>(主要作物) 水稲、ぶどう、かんしょ、しいたけ、青ねぎ、豚</p>	<p>(地域農業マスタープラン) 平成12年度作成 毎年活動計画を作成 (基本方針) 集落営農や認定農業者等の担い手育成、農地の流動化や農作業の受委託推進 農業生産基盤の整備を促進し、生産性を向上 特産品目の振興を図るため、ハイテク技術の導入により、コスト低減、高商品化を目指す。 農業集落排水、道路等農村環境整備 観光とタイアップした観光農業の検討 (振興作物) ぶどうの再構築 平成11年度に基本計画を策定 ぶどう可成り計画の推進 改植事業の推進</p>	<p>各市町ごとに抱えている問題、地域の実情や特色が異なるので、特産振興作物や農業振興施策に違いがある。まず、これらを整理し、新たなマスタープランを策定する必要がある。その際には、地域の実情や特色を考慮しながら、合併メリットスケールメリットを明確にした将来の可能性を描くことが重要である。 また、総合的な農業振興を図るための体制の強化、再整備が欠かせない。 現時点では、当該事業は、平成16年度限りとなっていることから、平成17年度以降事業が延長される場合には、新市において、平成17年3月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-3

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	地域農業マスタープラン
調整の方針	2市5町の現行の地域農業マスタープランは、16年度までのプランであり、平成17年度以降事業が延長される場合には、新市において、平成17年3月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。		
現況			
<p>【地域農業マスタープラン】</p> <p>1. 経営・生産対策実施方針 (1) 経営・生産対策ビジョン ア 経営・生産の総合的な振興に関する基本方針 イ 効率のかつ安定的な農業経営の基本指標 ウ 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保方針 エ 多様な担い手の育成・確保方針 オ 女性農業者の育成・参画推進方針 カ 高齢者対策推進方針 キ 新規就農対策推進方針 ク 担い手への農用地の利用集積方針 ケ 主要作目の生産振興方針 コ 経営・生産対策として必要な各種事業の導入方針 サ その他必要な事項 (2) 経営・生産対策ビジョンの実現のために必要な活動等に関する事項 ア 関係団体・機関ごとの取組み イ 関係団体・機関間の連携体制</p> <p>2. 年度活動計画 (1) 活動実績 ア 前年度までの活動実績 イ 個別活動上、連携上の課題 (2) 活動目標 ア 当該年度における目標 イ 当該年度における対策課題ごとの取組み ウ 関係団体・機関間の連携体制 (3) 事業導入計画</p> <p>国の経営対策体制整備推進事業により、市町村は、経営・生産対策に係る施策の実施に当たり、地域における関係者間の合意形成に基づき、計画的な事業導入が図られるよう平成16年度を目標年次とする中期的な経営・生産対策ビジョン及び年度活動計画を内容とする地域農業マスタープランを策定することとなっている</p> <p>地域農業マスタープランの具体化のために導入される国庫補助事業の対象となる地域は、原則として地域農業マスタープランを策定した市町村の区域内に限られる。</p> <p>地域農業マスタープランには、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い		地域農業推進体制	
調整の方針	地域特性を踏まえ、農協単位で、新市の地域農業推進体制を確立する。			
現況				
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	田町
<p>【21世紀農業経営協議会】委員数:27人(定数30人)農振センター課長、農業委員、いづも農協課長、生産者等で構成</p> <p>地域農業マスタープランの策定・変更協議、進行管理、総合評価及び関係機関の調整を行っている。</p> <p>年2回(春・秋)程度開催</p> <p>専門部会として、農地利用集約推進会議、水田農業推進会議、アグリサポートセンター等がある。</p>	<p>【地域農業支援センター】地域農業支援センターの専門委員会(委員数5、委員数41名)である総合調整委員会(委員数12名)が経営・生産対策推進会議(マスタープラン協議会)を担っている。</p> <p>農業委員、認定農業者、JA生産部会長、土地改良区、農政会議で構成</p> <p>地域農業支援センター費 4,650千円</p> <p>(内、地区振興会議運営費 1,450千円、外は事務局人件)</p> <p>事務局体制</p> <p>事務局長1名、事務局員2名(内、1名は市職員が兼務、1名はJAいづもよりの出向)</p> <p>地区振興会議) 11地区、110名</p>	<p>【アグリプラン21推進会議】町議会、町農業委員会、県農林振興センター、JA、土地改良区、町農業公社、生産部会、農業振興区、学識経験者、町で構成</p> <p>協議内容は、アグリプラン21中長期計画の協議と方針の決定</p> <p>地域農業マスタープランの評価及び策定</p> <p>部会として、アグリプラン21推進会議の下に「農林事務局幹事会」(構成:県農林振興センター、町、農業委員会、JA、土地改良区、農業公社)を置き、アグリプラン21の実現に向け関係機関が緊密な連携を図りながら一体となって取り組んでいる。</p> <p>【農林事務局幹事会】</p> <p>県農林振興センター、農業委員会、JA、農業公社、土地改良区、町の関係部課の部長、課長、補佐、係長で構成</p> <p>協議内容は、アグリプラン21を踏まえた斐川町における農業振興策全てに関する協議、調整、実践を行う業務組織</p> <p>事務局は、町農林振興課農政係及びJA農業振興課が事務局を担う</p> <p>事務局長は、町農林振興課長</p>	<p>【佐田町農林改良協議会】佐田町水田農業推進協議会【中山間地域直接支払推進委員会】がある。</p>	
【関係系例】				

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 2-2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	地域農業推進体制
調整の方針	新市において地域特性を踏まえ、農協単位で、新市の地域農業推進体制を確立する。		
現況			
多岐	町	湖陵	町
<p>【多岐町経営・生産対策調整会議】 町・農協・農業委員・営農組合長が一体となり実施</p>	<p>【湖陵町経営・生産対策推進会議】 会議構成員は、町長・農振センタ-課長、農業委員、いすも農協湖陵中央支店長</p>	<p>【地域農業支援センター】 地域農業マスタープランの策定と推進を行っている。 構成機関は、町・農業委員会・農林振興センター JAIいすも・土地改良区</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>各市町は、それぞれの考えで地域農業を推進する体制をつくっているが、新市では少なくとも農協単位で推進体制を統一する必要がある。 また、その体制を支える実務組織・事務局を確立している市町もあれば、そうでない市町もある。 地域特性を踏まえ、農協単位で、新市の地域農業推進体制を確立する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3-1

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目					農業振興地域整備計画
調整の方針	農業振興地域整備計画は、合併後に予想される県の基本方針の変更に基づき、速やかに策定する。 農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条に定める要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。 除外申請受付は、年2回、2月と8月とし、受付期間は、それぞれ1ヶ月間とする。 新市において、農業振興地域整備促進協議会を設立し、委員構成は、協議員・農業委員・土地改良区・森林組合・いずも農協・斐川町農協等2市5町の現在の構成を踏まえて構成する。						
項目	現況	雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町		
策定年月日	昭和49年3月6日策定	昭和47年8月31日策定	昭和47年8月31日策定	昭和47年8月31日策定	昭和47年12月1日策定		
農振除外の申請受付	2月と8月の年2回申請受付 申請件数：約230件 除外面積：約25ha	4月と10月の年2回申請受付	5月と10月の年2回申請受付	3月と9月の年2回申請受付			
除外の考え方	平成11年農業振興地域の整備に関する法律の改正により、基準の法定化が図られており、第13条に定める4つの要件及びその運用に当たった技術的助言である「農業振興地域制度に関するガイドライン」を遵守する。 原則農振除外を不可とする具体的基準は、次のとおり ・8ha以上の集団的農用地内にあるもの 申請地の3方が農用地と接しているもの （集団性を妨げる「集団的農用地の真ん中」の定義） なお、集団的農用地の境界は、通作に支障となる道路・鉄道等の施設及び河川・がけ地等の地形とする。	農業振興地域の整備に関する法律第13条に規程する除外の4つの要件を満たせば基本的に除外を認めている。（鳥根県との事前協議あり）	農業振興地域の整備に関する法律第13条に規定する除外の4要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを踏まえ、町の農業振興計画との整合を図りながら、厳格に個別事例ごとに判断する。 判断における特約事項は以下のとおり 当町の農用地区域は広く、基盤整備事業も多々導入し、種農地が大半を占めるため、除外4要件を事例ごとに厳格に判断し、農地の団地化等の妨げにならないよう、また、周辺農地に影響がないように除外を認めている。	本町の農用地は神戸川とその支流沿いに集中しているが、除外の申し出があれば、除外4要件に照らし合わせ周囲の農地への影響が少なければ基本的に除外を認めることとしている。			
推進体制	農業振興地域整備促進協議会に諮問し、市長が決定 委員数：20人 協議員：農業委員、土地改良区、森林組合、いずも農協、商工会議所、農政会議、生産者等で構成	農業振興地域整備促進協議会は、地域農業支援センターの専門委員会である土地利用委員会（委員数10名）が担っている。	年2回の申請内容を農林振興センター・農業振興課、町農林振興課、農業委員会事務局、土地改良区で事前審査を行い、町農業振興地域整備促進協議会に諮問し、意見をひきまわす決定する。 町農業振興地域整備促進協議会の構成 農業委員会（農地部10名）・農協・土地改良区町（卸役、関係課長）・斐川町農業公社	申請案件を担当課で整理・調査の上、農業委員会・農協・森林組合へ協議している。			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3-2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	農業振興地域整備計画
調整の方針	農業振興地域整備計画は、合併後に予想される県の基本方針の変更に基つき、速やかに策定する。農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条に定める要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。除外申請受付は、年2回、2月と8月とし、受付期間は、それぞれ1ヶ月間とする。新市において、農業振興地域整備促進協議会を設立し、委員構成は、議会議員、農業委員、土地改良区、森林組合、いずも農協、斐川町農協等2市5町の現在の構成を踏まえて構成する。		
現況			
項目	多岐	依町	町
策定年月日	昭和48年7月3日地域指定 昭和63年7月5日特別管理による変更	昭和47年3月31日策定 最終計画変更平成13年3月31日 農用地区域面積 221ha うち基礎整備済 105ha	昭和46年9月28日策定 農業振興地域面積 2,611ha うち農用地区域面積 446ha
農振除外の申請受付	原則年1回	年1～2回申請受付	5月に年1回申請受付 除外件数 30件前後 除外面積 約10,000㎡
除外の方	法第13条第2項に基づき判断 集団性、周辺農地への影響が無い場合除外を認めている。	本町の農用地は、他市町に比べて少なく、従って、戸当りの農地面積も少ない。その中で、農用地区域のうち、大部分の田では、農舎圃場整備が終わっており、基本的には転用(除外)を認めない方針である。また、畑も同様な状況であるが、補助金の投入された農地は少ないため、周辺の農地への影響が少なければ基本的には除外を認めることとしている。	限られた平坦地を有効に、かつ秩序をもって活用するため平成11年度に重点地域を選定し、厳格に守っている地域(過去に事業導入し、集団性の保たれている農地と、それ以外の地域に区分し対応している。集団の農地については原則として除外申請は受付けない。それ以外の地域の住宅建設等による除外にあたっては、まず都市計画区域内への誘導を第1に考えているが、やむを得ない場合は、十分な事前協議を行い周辺農地への影響、集落性に配慮し除外を認めている。

調整の具体的内容

--

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	農業振興地域整備計画
調整の方針	農業振興地域整備計画は、合併後に予想される県の基本方針の変更に基づき、速やかに策定する。農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条に定める要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。除外申請受付は、年2回、2月と8月とし、受付期間は、それぞれ1ヶ月間とする。新市において、農業振興地域整備促進協議会を設立し、委員構成は、協議会議員、農業委員・農業者委員・土地改良区・森林組合・いずも農協 斐川町農協等2市5町の現在の構成を踏まえて構成する。		
調整の具体的内容			
推進体制	<p>多伎町農業振興地域整備促進協議会 委員数 5人 町・農協・農業委員会・農業共済組合・森林組合で組織する</p>	<p>現況</p> <p>湖陵町農業振興地域整備促進協議会 委員数:10人 協議会議員 いずも農協 農業委員 農業者委員 森林組合 土地改良区 農業委員 農地流動化推進員</p>	<p>農業振興地域整備計画に係る直接的な体制はなし。除外するにあつては、県協議前に農業委員会、森林組合、JALいずも、土地改良区に意見を求める。</p> <p>各市町の基本構想、農振・用途区域の設定の基本方針、守るべき農地や農振除外の考え方、農振除外の時期・回数・手続等が異なるので、市町間の調整を図り、新たな農業振興地域整備計画を策定する必要がある。</p> <p>5年ごとに農業振興地域整備計画を見直し(前回は平成8年度に変更)することになっているが、14年度の県基本方針の変更に伴い、平成15年度に各市町の整備計画変更作業を行うことになる。</p> <p>農業振興地域整備計画 合併後に予想される県基本方針の変更に基づき、新市の農業振興地域整備計画を策定する。 農振除外の申請受付 年2回、2月と8月に申請を受け付ける。 受付期間は、1ヶ月間とする。 除外の考え方 農業振興地域の整備に関する法律第13条に定める4つの要件及び農業振興地域制度に関するガイドライン」を遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。 推進体制 新市において、農業振興地域整備促進協議会を設立する。 委員構成は、協議会議員・農業委員・土地改良区・森林組合・いずも農協・斐川町農協等2市5町の現在の構成を踏まえて構成する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3-4

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	農業振興地域整備計画	状況
現				
<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）抄）</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。</p> <p>（農業振興地域の整備の原則） 第二条 この法律に基づき（農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の展望を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の原則からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他の農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。</p> <p>第三条 略</p> <p>（基本指針の作成） 第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保に関する基本指針（以下「基本指針」とい）を定めるものとする。 2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。 一 農用地等の確保に関する基本的方向 二 農業振興地域の指定の基準に関する事項 三 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項</p> <p style="text-align: center;">3-4 略</p> <p>第三条の三 略</p> <p>（農業振興地域整備基本方針の作成） 第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。</p> <p>2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする</p> <p>一 農用地等の確保に関する事項 二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 三 農業振興地域における次に掲げる事項に関する基本的な事項</p> <p style="text-align: center;">イ 農業生産の基盤の整備及び開発 ロ 農用地等の保全 ハ 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進 ニ 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 ホ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備 ヘ ハに掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進 ト 農業構造の改善を図ることを旨として主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備</p> <p style="text-align: center;">3-7 略</p>				
				<p>（市町村の定める農業振興地域整備計画）</p> <p>第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。</p> <p>2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」とい）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 二の二 農用地等の保全に関する事項 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの 六 農業構造の改善を図ることを旨として主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項</p> <p style="text-align: center;">3-4 略</p> <p>（農業振興地域整備計画の基準） 第十条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。</p> <p>2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。</p> <p>3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。</p> <p>一 集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるもの施行に係る区域内にある土地 三 前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地 四 前三条第四号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第一号及び第二号に掲げる土地に隣接するもの 五 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である認められる土地 4 前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする 5 農業振興地域整備計画のうち第八條第二項第六号に掲げる事項に係るものは、同号に規定する施設がその整備の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならない。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3 - 5

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	農業振興地域整備計画
現況			
	<p>(農業振興地域整備計画の変更)</p> <p>第十二条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行つた農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。</p> <p>一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代へることが困難であると認められること。</p> <p>二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集約化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>三 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>四 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合には、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。</p> <p>3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について第一項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>4 第八条第四項及び第十一条の規定は市町村が行つた第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、第九条第二項の規定は都道府県が行つた第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画」とあるのは、当該変更後の農業振興地域整備計画」と読み替へるものとする。</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 4-1

協議項目		協議細目		協議細目	
各種事務事業(農林関係)の取扱い		農地の集積・流動化事業			
<p>新市において調整し基本方針を定める。 推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。また、農業委員会との連携を強化しながら流動化が進むよう、市が積極的に施策を展開する。 農地流動化奨励補助金については、国や県の動向を踏まえ新たな制度を定める。</p>					
項目	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	町
農地流動化基本方針	<p>認定農業者や集落営農等効率的かつ安定的な農業経営に対して農地を集積する。 また、再調整することにより、点在している農地を面的に集約する。 シェア目標 50%</p>	<p>認定農業者及び担い手への集積</p>	<p>利用集積目標 基本構想において、農地集積率 56% (1,320ha) を目標に設定 流動化指針 担い手不足、高齢化の中で、効率的な農業経営と農地の保全を図るうえで、地域における担い手の明確化、農地のゾーニング・ブロック化を進め、効率的な集積を図っていく。また、農業公社の農地保有合理化事業の活用により、担い手への集積の拡大、利用権の再調整等を行っていく。 一方で新たな米政策改革大綱に関する担い手案件が示されたことを含め、現在への斐川町地域農業再生プランを各振興区(地域)に示し、担い手集積地域、集落営農地域等の明確化に向け全地域での話し合いを進めている。</p>		
農地流動化推進体制	<p>平成14年4月市、農業委員会、JAで構成する農地集約利用推進会議を設置 (事務局・農林振興課) 農協支店ごとに農業委員や農業者等で構成する農地集約推進グループを16地区に設置 (地区事務局・農協各支店) 農地を借りたい人や耕作が困難な農地等の情報を一つにまとめ、 農地利用集積・利用調整 点在する農地の担い手への面的集積 水稲・特産の団地化 集落営農の組織化、農作業の受委託 農作業の共同化・機械の共同利用を推進</p>	<p>地域農業支援センターの母体である市、農業委員会、JAいずも平田中央支店が相互に情報交換を行い、担い手に農地を集積している。 具体的には、支援センターの専門委員会である担い手育成委員会(委員数8名)が担っている。また、11地区農業振興会議も情報の収集と連絡調整にあたっている。</p>	<p>斐川町農林事務局の中に農地流動化対策円滑化プロジェクトチーム(町・JA・農業公社・農業委員会・土改良区・事務局・町)を置き、事業連携計画を策定し、農地流動化の調整を図っている。 具体的には、平成6年設立の(財)斐川町農業公社により、農地保有合理化法人として農地相談、農地保有合理化事業による 農地保有合理化による 貸借の設定、農地の売買を進めている。また、農業委員又は農業振興区長が地域の農地の相談を受け、情報収集と農地流動化のあっせん調整を行ない、農業公社の保有合理化事業との連携を図っている。</p>	<p>農地の利用集積は、農業委員会の農地流動化推進委員の皆さんにより推進を図っていただいている。町全体としては、全体的な流動化基本構想のようなものがないため、地区内、集落内等で集積が図られている。また、担い手の不足により流動化が進まない実態がある。 GIS等は、農地だけでなく全体的に網羅できるシステムを検討中であるが、高額なこと、合併後の他市町とのシステム互換性について十分検討していく必要がある。</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 4-2

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	農地の集積・流動化事業
調整の方針	<p>新市において調整し基本方針を定める。 推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。また、農業委員会との連携を強化しながら流動化が進むよう、市が積極的に施策を展開する。 農地流動化奨励補助金については、国や県の動向を踏まえ新たな制度を定める。</p>		
現況			
農地流動化奨励補助金	<p>出雲市 新規利用権設定した田(対象農地) 交付対象者) 認定農業者及び認定就農者 農業経営面積が田3ha以上の者 中山間地域等において利用権の設定を行った農業経営面積が田1ha以上の者(補助金額) 6~10年 10,000円/10a (中山間地域等 11,000円/10a) 10年以上 15,000円/10a (中山間地域等 17,000円/10a) 平成16年度をもって終了する予定。</p>	<p>斐川町 市 市の補助基準は、がねばる島根の横出し補助とな っている。 対象農地 利用権設定した田(新規、再設定) 交付対象者 認定農業者 経営面積3ha以上の農業者 中山間地域等において経営面積1ha以上の農業者 補助金額 新規 6~10年 12,000~15,000円/10a 10年以上 20,000~30,000円/10a 再設定 6~10年 9,000~12,000円/10a 10年以上 16,000~20,000円/10a 等</p>	<p>佐田町 町 単独事業では該当なし</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 4-3

協議項目		協議細目		協議細目	
各種事務事業（農林関係）の取扱い		農地の集積・流動化事業			
<p>新市において調整し基本方針を定める。 推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。また、農業委員会との連携を強化しながら流動化が進むよう、市が積極的に施策を展開する。 農地流動化奨励補助金については、国や県の動向を踏まえ新たな制度を定める。</p>					
調整の方針		現況		調整の具体的内容	
農地流動化基本方針	<p>シェアの目標35% 認定農業者や集落営農組織への集積連担した耕地面積が少なく、担い手を多く作ることが困難で集積が進まない。</p>	多岐	町	大社	町
農地流動化推進体制	<p>農業委員、営農団の代表が中心になり取り組みをしている。担い手より、農地の出出が圧倒的に多くしかも耕作条件の悪い農地が大部分であるため、この調整活動には限界がある。具体的には農家の育成支援事業と併用して取り組みしないと効果が出ない現状にある。</p>	湖陵	町	大社	町
農地流動化奨励補助金	<p>いちじく植栽時 貸付奨励、借地料助成</p>	独自制度なし			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 5-2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	農業経営基盤強化促進基本構想
調整の方針	県基本方針の変更を受け、新市において基本構想を策定する。		
現況			
多岐	町	町	町
認定農業者等目標者数 5経営体 （個別 3、組織 1、集落営農 1） 育成すべき組織 集落営農 4組織（機械共同利用、作業受託）	湖陵町 かんしよ生産組合 湖陵町 椎茸生産者組合 湖陵町 ぶどう生産組合	大社 [基本構想の概要] 効率的、安定的な農業経営体を育成する。 目標年次 平成20年 年間所得 500万円以上 年間労働時間 2000時間以内 [推進、指導体制] 農業委員会を核とする農業支援センターを中心に、 ぶどう生産組合、農業青年会議、施設野菜部会及び びらね農部の代表者、出雲農林総合センターの協 力により推進する。 [認定農業者及び担い手への集積] 農地利用目標 農地の45% [農用地面積] 平成20年度 431ha [経営体目標] 認定農業者 70人 集落営農 7組織	調整の具体的内容 県では、市町村の合併を受け、農業経営基盤強化促進基本方針の変更を行うことになっている。 県基本方針の変更を受け、新市の基本構想を策定する。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 6-1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	新規就農者及び農業後継者の育成 支援
調整の方針			
調整の方針			
現況			
<p>出雲市</p> <p>新規就農者経営安定資金の貸し付け H14年度 対象者:2人 若い農業者等施設機械整備事業(がんばる島根) 就農支援資金の貸し付け 農業法人等雇用就農資金 (新規就農者及び農業後継者育成体制) 県普及部、市農業委員会、いずれも農協と連携しながら育成指導</p>	<p>平市</p> <p>現在本市の担い手の状況は、認定農業者66人、集落営農組織8組織、生産営農組織10組織、農業法人3法人、新規就農者13人である。今後は多様な担い手の育成が重要であるが、とりわけ集落営農組織や生産営農組織については、組織の高度化並びに法人化が課題である。</p> <p>市単独事業により生産組織等の育成を行なっている。新規就農者経営安定資金制度等により支援している。</p> <p>平市新規就農者経営安定資金貸与規則 月額15万円を2年間無利息で貸与</p>	<p>斐川町</p> <p>新規就農者育成(支援) 支援体制 新規就農者については、就農相談窓口を町農林振興課、JA農業振興課に置き、振興センター普及部地域指導課と連携し、新規就農者への相談、経営計画の作成、研修等支援を行っている。</p> <p>支援事業 新規就農者経営安定資金事業(県1/2町1/2)平成14年度対象者3名 斐川町新規就農促進支援事業(町単独事業) 新規就農祝金制度 対象者:40歳以下の新規就農者で国、県等の新規就農助成を受けない者 交付額:新規就農者:500,000円(町1/2、JA1/2) 農業後継者:200,000円(町1/2、JA1/2) 研修支援準備金利子補給制度 対象者:新規就農希望者で、国県の研修支援事業を受ける前の段階で、自己等の研修施設によって研修を行うため営農資金の融資を受ける者 利子補給:貸付限度額200万円以内、償還期間5年以内の約定利率に対し全額補給(町1/2、JA1/2) 農業後継者等育成支援) 斐川町農業塾 アグリプラン21に基づき、地域農業のづくり、後継者づくりをめざし研修事業を実施。 ホップ対策(めぐり探検隊) 町内の小学生を対象に水稻を中心にした農作業体験を実施。 ステップ対策(農業公社、先進農家での研修) H14実績なし ジャンプ対策(ふれあい農業塾) 町内の一般の人を対象に、14年度は4コース(初心者コース、野菜コース、農業経営コース、担い手コース)を実施。 (運営) 斐川町農林事務所</p>	<p>佐田町</p> <p>がんばる島根農林総合事業を活用 農業経営基盤強化促進基本構想における経営指標は、概ね年間所得450万円、年間労働時間2000時間である。 農業集落営農組織については、機械共同購入型も多々あり、業落営農組織の体型づくりが必要。営農集団を強化し、担い手の柱を作る必要があるが、農業所得が貧しいため、それらの基準を変更することは難しい。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 6-2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	調整の具体的内容
調整の方針	斐川町の指導体制及び事業を基本に、新市において制度の拡充を図る。		
現況			
多岐	町	町	町
<p>単独事業なし</p> <p>相談は、町農業技術員を中心に普及部等と実施。</p> <p>調整上の課題 認定農業者3人、集落営農4組織があるが、熟度にかかわらずの差がある。</p> <p>町としては、これらを担い手として位置付けているが、大きな自治体になった場合同じような支援が、続けられるか疑問である。</p> <p>形は変わっても何らかの支援をする施策は必要である。</p> <p>中山間地の農地の賃借のあり方について、地主・小作が一体となり農用地を守り、担い手の農地管理負担を軽くする等の、新たな観点での役割分担の検討が必要である。</p>	<p>（農業経営の基本指標） 年間所得概ね450万円、年間労働時間2,000時間 認定農業者等農業の担い手に対して国・県補助事業、農地集積、制度資金融資等を重点的に実施する方針 担い手の目標数（H16）及び実績） 認定農業者 目標16 現状11 農業法人 目標2 現状0</p> <p>（新規就農者の育成目標） 平成16年度 5人 現在4人</p> <p>（育成施策） JA、県普及部でぶどう若葉塾を開催 町単独の助成制度はない。</p> <p>（農業後継者の育成、支援） 認定農業者制度を活用</p>		
			<p>認定農業者の経営指標・基準や認定の考え方、さらに農業法人や集落営農組織の位置づけ、育成方針等が違つて、市町間の調整を図る必要がある。</p> <p>認定農業者の新たな経営指標・認定基準を定めた農業経営基盤強化促進基本構想を策定し、担い手の育成方針や施策を明確にする必要がある。</p> <p>斐川町の指導体制及び事業を基本に、新市において制度の拡充を図る。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 7-1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	認定農業者の認定基準
調整の方針	国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな認定基準を定める。		
現 況			
出雲市	本市の基準 農業所得 概ね500万円以上 年間労働時間:2,000時間以内 年齢要件:65歳未満 ただし、後継者がいる場合は年齢制限なし。	斐川町	概ね年間所得450万円、年間労働時間2000時間
<p>農業経営の基本指標) 年間所得 概ね500万円 年間労働時間 2,000時間 認定農業者等農業の担い手に対して国・県補助事業、農地集積、低利融資等を重点的・集中的に実施する方針</p> <p>H20年担い手の目標数) 認定農業者260、農業法人5、集落営農組織15 H14年度末実績) 認定農業者164、農業法人4、集落営農組織13</p>	<p>認定農業者の判断基準) 農業経営基盤強化促進法第12条による農業経営改善計画の認定に関する判断基準は町の内規により制定</p> <p>認定農業者認定要件) 年間所得 :500万円以上 (住たる農業従事者一人当たり) 年間労働時間:2,000時間以内 (住たる農業従事者一人あたり) 年齢要件 :60歳未満。ただし農業経営に意欲があり経営計画の認定に支障がない場合は年齢制限なし</p> <p>認定審査) 農業経営改善計画の認定審査については、斐川町農業経営改善支援センター会議(農林振興センター、出雲農業共済組合、JA 斐川町、農業委員会、農業公社、町農林振興課)により審査し、斐川町農業経営改善対策会議(構成:農業委員会農政委員)に諮問し意見を求め、町長が認定する。</p> <p>認定農業者への支援) 農業経営改善支援センターの農業経営指導マネージャーに農業公社常務を選任し、農林振興センター、JA農業公社、町農林振興課を主体とし、経営改善計画の相談支援、フォローアップ対策を行う。</p> <p>(H14年度末実績) 認定農業者 :56経営体</p>	佐田町	
関係系例)			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 7-2

協議項目	各種事務事業（農林関係）の取扱い	協議細目	認定農業者の認定基準
調整の方針	国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな認定基準を定める。		
現況			
多 岐 町	湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容
<p>[認定基準] 年間所得 400万円程度 年間労働時間 2,000時間 [認定審査] 出雲農林振興センター…農業振興課長・地域指導課長 いづも農業協同組合…多岐中央支店長 担当地域農業委員 町…産業振興課長 事務局担当…農業技術員</p>	<p>(農業経営の基本指標) 年間所得 概ね450万円 年間労働時間 2,000時間</p>	<p>[認定基準] 5年後の目標として 年間所得 500万円程度 年間労働時間 2000時間程度 [目標人数] 平成16年度 70人 現在 66人 うち女性 13人</p>	<p>現在、国では認定農業者制度の見直しが行われており、改正後の制度内容がいつ頃市町村に示されるのか、分からない状況である。 地理的条件等により、多くの専業農家の育成が困難な自治体もあり、集落組織等の育成が不可欠である。 国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな認定基準を定める。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 8-1

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	農業法人・集落営農組織の育成・支援
調整の方針			
現況			
出雲市	<p>経営改善計画を作成し、組織整備や農地集積等により経営の効率化を図る集落営農を担い手として位置づけており、特に「集落－農場－経営」の協業型集落営農を推進する方針 H14年度未実績：13営農組合(協業型2組合)</p>	<p>平田市 市</p> <p>集落営農組織の育成を目的に、計画策定及び実践活動に対し助成を行っている。</p> <p>対象となる集落営農組織 対象集落農家戸数の2/3以上を構成員とし、2か年分の集落農業経営計画の策定及び実践を行い、助成対象作物の新たな団地形成(1作目1ha以上の連担)を行うもの 助成額 計画策定費 50千円 実践活動助成費 1ha以上3ha未満 70千円 3ha以上5ha未満 100千円 5ha以上 150千円</p>	<p>斐川町 町</p> <p>集落営農組織の状況) 平成14年度未 営農組合数：28組 法人経営体・・・1組 協業経営体・・・15組 作業委託型・・・6組 共同作業型・・・6組 集落営農の支援体制) 町農林振興課、JA農業振興課が窓口となり、集落営農組織の立ち上げに伴う研修会・集落座談会等の開催、経営改善計画の策定など全面的な支援を行う。国の米政策の見直しに伴い、経営体のステップアップ(法人化等)については、出雲農林振興センター普及部と町・JAによる集落営農法人化プロジェクトチームを結成し、支援体制の強化を図っている。</p>
雲市	<p>新市において農業法人・集落営農の育成・支援体制を再編する。</p>	<p>斐川町 町</p> <p>集落営農組合 28組 事業内容：研修事業(オペレーター・先進地・財務他) 営農組合の推進に関すること</p>	<p>佐田町 町</p> <p>該当なし</p>
関係条例)			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 8-2

協議項目	各種事務事業(農林関係)の取扱い	協議細目	農業法人・集落営農組織の育成・支援
調整の方針	新市において農業法人・集落営農の育成・支援体制を再編する。		
現況			
多岐	町	湖陵町	大社町
<p>法人なし 農地が狭く、協業化、法人化は困難なため、町単で支援予定 既存集落営農組織、中核的担い手機械導入助成。 補助率 4/10</p> <p>作業受託型組織 3 機械共同利用型組織 1</p> <p>調整上の課題 認定農業者 3人、集落営農 4組織があるが、熟度にか なりの差がある。 町としては、これらを担い手として位置付けているが、 大きい自治体になった場合同じような支援が、続けら れるか疑問である。形はかわっても何らかの支援をす る施策は必要である。</p> <p>中山間地の農地の貸借のあり方について、地主・小作 が一体となり農用地を守り、担い手の農地管理負担を 軽くする等の、新たな観点での役割分担の検討が必 要である。</p>	該当なし	<p>[集落営農の状況] 水稲経営 協業経営型 1 作業受託型 4 共同作業型 0</p> <p>法人組織はない。 県がらばる事業で支援 [農業法人の状況] ぶどう+水稲経営で1法人あり 県がらばる事業で大型機械の購入費を助成</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>現在、国では支援すべき担い手の見直しが行われてお り、改正内容を見て育成・支援策等を講じる。 新市において農業法人・集落営農の育成・支援体制を 再編する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	栽培漁業地域展開事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、東西の2つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。	
現況		
出雲	<p>平田市</p> <p>【栽培漁業地域展開事業】 出雲東部地域栽培漁業部会に所属し、マダイ・ヒラメの放流事業を実施している。</p>	<p>斐川町</p> <p>該当なし</p>
出雲	<p>平田市</p> <p>【栽培漁業地域展開事業】 出雲東部地域栽培漁業部会に所属し、マダイ・ヒラメの放流事業を実施している。</p>	<p>佐田町</p> <p>該当なし</p>
出雲	<p>平田市</p> <p>【栽培漁業地域展開事業】 出雲東部地域栽培漁業部会に所属し、マダイ・ヒラメの放流事業を実施している。</p>	<p>佐田町</p> <p>該当なし</p>
関係系例等	<p>平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱</p>	

【出雲西部地域栽培漁業部会】

概要 栽培漁業地域展開事業(国庫補助事業)による中間育成放流事業を島根県栽培漁業部会(事務局:島根県水産振興協会)が行っており、その下部組織として構成されている隠岐、出雲、石見部の各6部会の中の一つ

構成 多伎町 湖陵町 大社町の3町及び3漁協で構成

事務局 大社町

負担割合 漁獲高、組合員数等に応じて負担する

負担額 事業費、国庫補助金の額によって変動する。

【出雲東部地域栽培漁業部会】

概要 栽培漁業地域展開事業(国庫補助事業)による中間育成放流事業を島根県栽培漁業部会(事務局:島根県水産振興協会)が行っており、その下部組織として構成されている隠岐、出雲、石見部の各6部会の中の一つ

構成 平田市、島根町、鹿島町、松江市、美保関町の2市3町及び3漁協で構成

事務局 松江市

負担割合 漁獲高、組合員数等に応じて負担している

負担額 事業費、国庫補助金の額によって変動する。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1-2

協議項目		各種事務事業(水産関係)の取扱い		協議細目	
調整の方針		栽培漁業地域展開事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、東西の2つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。			
現況					
多岐	町	湖	社	町	町
<p>【栽培漁業地域展開事業】 出雲西部地域栽培漁業部会に所属し、ヒラメ・マダイの中間育成・放流事業を実施し、負担金を支出している。(漁家負担なし) 負担金は、出雲西部地域栽培漁業部会で決定する。</p>	<p>【栽培漁業地域展開事業】 出雲西部地域栽培漁業部会に所属し、ヒラメ・マダイの中間育成・放流事業を実施し、負担金を支出している。 魚種・尾数:各20,000尾 負担金額:町-618千円、漁協の負担あり</p>	<p>【栽培漁業地域展開事業】 出雲西部地域栽培漁業部会に所属し、ヒラメ・マダイの中間育成・放流事業を実施している。 事業内容 ・中間育成事業 (ヒラメ) 宇竜の陸上中間育成施設で行っている。地元住民を雇用し、育成管理をしているが、主体は事務局である。</p>	<p>【栽培漁業地域展開事業】 出雲西部地域栽培漁業部会所属し、ヒラメ・マダイの中間育成・放流事業を実施している。 事業内容 ・中間育成事業 (ヒラメ) 宇竜の陸上中間育成施設で行っている。地元住民を雇用し、育成管理をしているが、主体は事務局である。</p>	<p>【栽培漁業地域展開事業】 出雲西部地域栽培漁業部会に所属し、ヒラメ・マダイの中間育成・放流事業を実施している。 事業内容 ・中間育成事業 (ヒラメ) 宇竜の陸上中間育成施設で行っている。地元住民を雇用し、育成管理をしているが、主体は事務局である。</p>	<p>【栽培漁業地域展開事業】 出雲西部地域栽培漁業部会に所属し、ヒラメ・マダイの中間育成・放流事業を実施している。 事業内容 ・中間育成事業 (ヒラメ) 宇竜の陸上中間育成施設で行っている。地元住民を雇用し、育成管理をしているが、主体は事務局である。</p>
調整の具体的内容					
<p>種苗放流は、漁協が独自に行っている事業と、市町と漁協が共同で実施する栽培漁業部会の事業がある。 多岐・湖陵・大社で構成する出雲西部地域栽培漁業部会の事務局は大社町であり、施設の整備の一部は町で行っている。 平田市は、出雲東部栽培漁業部会に属しているため、栽培漁業部会の今後のあり方については、上部組織の島根県栽培漁業部会との調整が必要である。 栽培漁業地域展開事業について 現行のとおり新市に引継ぎ、東西の2つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。 漁業部会について 新市において検討する。</p>					

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い		協議細目		資源維持・回復事業
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>				
現況					
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	田町	
該当なし	<p>【単独増養殖事業】 13年度からは、魚価が高く、地域特産である「アカアマダイ」の種苗生産試験活動を実施している。平田市漁協が実施するアワビ1万個の放流事業を支援している。 平田市漁村振興緊急特別対策事業(増養殖事業) 稚貝・種苗等の購入費、放流効果調査費用が対象 補助率 10/10 限度額 300万円 事業費 アカアマダイ 225万円 アワビ 108万円</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	
【関係系例等】	<p>平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱</p>				

【平田市漁村振興基本計画】

平成11年7月策定
平田市における今後の漁業・漁村への公共投資を計画的かつ効果的に実施するための指針となるもの(概要)
第1章「漁業・漁村の現状とその評価」、第2章「基本計画」、第3章「漁村振興緊急特別対策事業」の3部構成となっている。
第2章「基本計画」においては、「ひとを育む」、「きかなを育む」、「むら(集落)を育む」を最重点施策課題として掲げ、国庫補助事業などの長期計画の他に、近年の漁業者の高齢化や後継者不足の事態に対応するため、市独自のきめ細かな緊急特別対策事業の実施の必要性が謳われている。平田市漁村振興緊急特別対策事業「は、漁業者所得向上特別対策事業、漁業経営負担軽減化特別対策事業、漁港・漁村維持活性化特別対策事業」で構成され、それぞれに具体的事業が掲げられている。
第3章では、新たな事業推進体制として、漁村振興緊急特別対策会議を、市、漁協、水産研究グループ及び生産団体等の代表で組織し、各漁業者や生産グループ等からの企画発案を認定し、助成を行う体制作りと、助成に必要な事業費について、市と漁協がそれぞれ資金を出し合い事業費を造成することが謳われている。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	資源維持/回復事業
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。		
現況			
多岐	町	湖 陵 町	大 社 町
<p>【町単独放流事業】 アワビの試験養殖を実施している多伎町漁協田儀水産研究会への支援をしている。 アワビの稚貝及び養殖施設費等) ・補助率は～9/10 ・稚貝代については、10,000個×108円/個×1.05×1/2(補助率)=567,000円を毎年補助している。 ・施設整備のための材料代(ロープ等)の約90%を補助する年もある。 ・ウニ10万個(平成元年から)とアワビ1万個(平成2年から)を毎年放流(事業主体である漁協に補助金1/2を支出) ・ウニ 100,000個×10円/個×1.05×1/2=525,000円 アワビ 10,000個×108円/個×1.05×1/2=567,000円 の計1,092千円を補助している。</p>	該当なし	該当なし	<p>種苗放流は、漁協が独自に行っている事業と、市町と漁協が共同で実施する栽培漁業部会の事業がある。 平田市と多伎町が、単独放流事業を行っている。 また、平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少なく、基本計画的なものが無いため、合併時に漁業振興の基本計画を作成して事業計画を再編する必要がある。 当面は、現行の通り新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	漁業の担い手育成 後継者対策事業
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
該当なし	<p>定住財団の支援に加え、資格取得や機材の購入に就いて、市単独補助事業により支援している。</p> <p>平田市漁村振興緊急特別対策事業(漁業者育成事業) 採集規模拡大または就業のために必要な機械・機器購入経費及び資格取得経費が対象 補助率 2/10 限度額 50万円 利用者 1人</p> <p>(定住促進事業) 労働者の受入に必要な設備費等が対象 受入支度金 20万円 利用者 2人</p>	該当なし	該当なし
関係条例等			
	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	漁業の担い手育成 後継者対策事業
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。		
現 況			
多 岐	町	町	町
多 岐	支 店	湖 陵 町	大 社 町
漁協から要望があればその都度、支援方法等を検討している。 (単 単:新規漁業就業者自立支援事業 等)	十間川水系船舶(遊漁船)愛好者グループ組織の育成支援指導と退職者等から後継者へ転換を図る。 準組合員に5人加入	漁協から要望があればその都度、支援方法等を検討している。 (単 単:新規漁業就業者自立支援事業 等)	平田市は、基本計画を基にソフト事業等を行っているが、他市町では、漁村の占める割合が小さいため総合計画的なものも無くソフト面での支援はほとんど行われていない。 このため、当面は現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、合併後2年を目途に、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において新たな基本計画を策定し統一する。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 4-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	産業専門部会 農林水産分科会 4-1 ブランドづくり等魚価向上対策事業
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
該当なし	現在漁協とともに、出荷調整による魚価向上策を検討中。 また、今後の施設整備を検討中。 (平成15年度より一部実施予定) 平田市漁村振興緊急特別対策事業 (ブランド商品開発支援事業) 商標登録やスタッフへの作成、特産品開発が対象 補助率 5/10 限度額 100万円 15年度事業費 100万円予定	該当なし	該当なし
【関係条例等】			
	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 4-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	調整の具体的内容
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。		
多岐	<p>平成14年度に殺菌冷海水製造貯水装置を整備した。(事業主体:漁協)殺菌冷海水の効果を一消費者にPRする。</p> <p>平成14年度:活魚施設設置(事業主体:漁協、町単独補助) 事業費753万円(町1/2補助)</p> <p>平成15年度:殺菌冷海水施設要望中(事業主体:漁協、沿構事業)</p> <p>以上の施設活用で高級魚を漁協合併後においても統合予定の卸売市場での扱いをめざし魚価向上を図る。</p>	<p>大社町水産研究協議会で、生きめめ等による鮮度向上方法の研究を行っている。</p> <p>平成15年度:殺菌冷却海水製造貯水装置を整備する。(事業主体:漁協)</p>	<p>平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少なく、基本計画的なものが無いため、ソフト面での支援はほとんど行われていない。</p> <p>合併後に漁業振興の基本計画を作成し、事業計画を再編する必要がある。</p> <p>当面は、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 5-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	魚食の普及事業
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
<p>該当なし</p>	<p>15年度より漁協とともに、教室開催等実施予定。 平田市漁村振興緊急特別対策事業 (イベント交流支援事業) 朝市や特産市当の開催経費補助 補助率 5/10 限度額 100万円 事業費 50万円予定</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>
関係系例等			
	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 5-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	魚食の普及事業
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>		
現況			
多岐	町	湖 陵 町	社 町
該当なし	該当なし	該当なし	<p>調整の具体的内容</p> <p>平田市以外の市町は漁港及び漁村数が少なく基本計画的なものが無いため、合併時に漁業の基本計画を作成し、事業計画を再編する必要がある。</p> <p>当面現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し事業を統一する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 6-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。	漁村環境・活性化対策事業
現況		
出雲市	平田市	斐川町
該当なし	<p>活力ある漁村地域の形成のための自発的取り組みについて、市単独補助事業により支援している。</p> <p>平田市漁村振興緊急特別対策事業 (イバンド交流支援事業) 朝市の開催及び児童遊具等軽微な公園施設整備補助する。 補助率 5/10 限度額 100万円 事業費 朝市 2箇所 100万円</p>	該当なし
関係条例等	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱	佐田町

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 6-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	漁村環境・活性化対策事業
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>		
現況			
多	支	町	大
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
調整の具体的内容			
<p>平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少なく、基本計画的なものが無いため、合併時に漁業振興の基本計画を作成して事業計画を再編する必要がある。</p> <p>当面は、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を顧慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し事業を統一する。</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 7-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。	魚場環境改善対策事業
現況		
出雲市	平田市の漁場及び海底清掃等の実施について、市単独事業により支援している。	斐川町
該当なし	平田市漁村振興緊急特別対策事業(魚場環境改善事業) 根掛かり網等の除去活動が対象 補助率 10/10 ただし、庸船料補助は、1万円/隻及び道具代 限度額 50万円 事業費 80万円	佐田町 該当なし
関係系例等		
	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 7-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>	
現況		
多岐	<p>湖 町</p> <p>該当なし</p>	<p>大 社 町</p> <p>該当なし</p> <p>地元スキューバダイビング愛好者が、海底清掃をボランティアで毎年行っている。</p>
調整の具体的内容	<p>平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少なく、基本計画的なものが無いため、合併時に漁業振興の基本計画を作成して事業計画を再編する必要がある。</p> <p>当面、現行の通り新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 9-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>	漁具開発等省力化対策事業
現況		
出雲	<p>平田 市</p> <p>延縄漁具開発による省力化対策を実施している。 アカアマダイの種苗生産を通じ、生態等を研究しながら漁具等の開発を行い、省力化を図る。</p> <p>平田市漁村振興緊急特別対策事業 (漁業・漁村研究グループ育成事業) 漁具の開発・研究調査や陸上養殖施設の調査・整備事業が対象 補助率 5/10 限度額 300万円</p>	<p>斐川 町</p> <p>該当なし</p>
田		<p>佐田 町</p> <p>該当なし</p>
町		<p>田 町</p> <p>該当なし</p>
該		<p>当</p> <p>なし</p>
関係条例等		
	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 9-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>	
現況		
多岐	町	町
該当なし	該当なし	該当なし
漁協から要望があれば、補助の検討をする。		<p>大社 大社</p> <p>大社町水産研究協議会が、一本釣の疑似餌等の漁具改良の研究をしている</p>
		<p>調整の具体的内容</p> <p>平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少なく、基本計画的なものが無いため、ソフト面での支援はほとんど行われていない。</p> <p>合併後に漁業振興の基本計画を作成し、事業計画を再編する必要がある。</p> <p>当面は、現行の通り新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市において、合併後2年を目途に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 10-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	産業専門部会 農林水産分科会
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。		採藻漁業・藻場造成事業
現況			
出雲市	平田市の藻場再生を脱み、若芽等の商品開発と海苔類等の増養殖試験開発を平田市漁協とともに実施している。	斐川町	佐田町
該当なし	<p>環境対策としての藻場再生を脱み、若芽等の商品開発と海苔類等の増養殖試験開発を平田市漁協とともに実施している。</p> <p>近年の磯やけ等環境悪化などを改善するため、海中への人口植林の必要性が年々増加。一方、若芽生産者は、高齢化や所得等の免から年々減少傾向にある。これを打開するため、単に行政支出のみで環境対策を図るのではなく、資源の有効利用による所得対策を絡めながら、本事業を実施している。</p> <p>平田市漁村振興緊急特別対策事業(増養殖事業) 補助率 10/10 限度額 300万円</p> <p>14年度事業費 100万円 15年度事業費 100万円予定</p>	該当なし	該当なし
関係条例等			
	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 10-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	採藻漁業・藻場造成事業
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たに基本計画を策定し、事業を統一する。</p>		
現況			
多	支	町	町
該当なし	<p>漁協から要望があれば、漁業経営構造改善事業(国庫補助事業)のメニューの中にあるのり島整備を検討する。</p>	湖	<p>平田市以外の市町は漁港及び漁村の数が少なく、基本計画的なものが無い。合併時に漁業振興の基本計画を作成して事業計画を再編する必要がある。</p>
	陵	町	
	社	町	
	大	町	
	該	町	
	当	町	
	な	町	
	し	町	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 16 1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>	漁業振興市町単独補助制度
現況		
出雲	市	斐川町
該当なし	<p>漁家所得の向上対策として、漁業者が行う事業に対し、または、漁業者が行う機械設備等の購入に対し、漁協とともに補助事業を創設し、補助を実施している。 平田市漁村振興緊急特別対策事業 事業年度 H11～H15 平田市：漁協=8:2の割合で補助金を出し合い、補助事業を創設・展開</p>	佐田町 該当なし
【関係条例等】	平田市漁村振興緊急特別対策事業実施要綱	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 16-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	漁業振興市町単独補助制度
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目的に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。</p>		
現況			
多岐	<p>資源維持・回復事業として、ウニ、アワビの放流事業 その他、漁協等から要望があれば、その都度検討</p>	<p>湖 町 河口浚渫工事 事業の内容 差海川河口の漁港付近の航路を確保するため、定期的に堆積砂を浚渫する。 事業費 5,000千円～6,000千円/年間 出雲土木建築事務所へ河川法第27条第1項申請</p>	<p>大 社 町 大社町漁業振興基金を財源として、漁業者からの要望に基づき、その都度、事業内容を助案し、補助金額を検討し補助している。</p>
調整の具体的内容			
<p>合併後の市において、現在各市町で実施している単独事業をどのような形で継続していくのかという課題がある。 現行のとおり新市に引き継ぎ、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に、新市においても、合併後2年を目的に新たな基本計画を策定し事業を統一する。</p>			
協議項目	湖陵町補助金等交付規則	大社町補助金等交付規則 大社町漁業振興基金条例 大社町漁業振興基金運用規則 大社町漁業振興基金補助金交付要綱	

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目		各種事務事業(水産関係)の取扱い		協議細目		漁業振興市町単独補助制度	
現				況			
【 平田市漁村振興緊急特別対策事業 】							
1. 所得向上特別対策事業							
事業の種類	事業内容	補助対象経費	補助率 限度額	事業内容	補助対象経費	補助率 限度額	摘要
フレッシュビジネス 起業化支援事業	漁業と観光を結びつけたフィッシング ビジネス事業の展開 地域資源の見直しや活用により、新 規ビジネスの起業化に取り組み所得 向上が期待できる事業	会議費、雇用費(パート 賃金)、チラシ印刷費、 視察旅費、広告看板、 専用版設電話及びフ ック設置等	5/10 20万円	漁業関係の拡充に必要な機 械・機器の設置又は更新経費の助 成事業 後継者の漁業就業のために必要 な機械・機器類の設置又は更新経 費の助成事業 漁業関係資格の取得にかか る経費	機械・機器の購入経費、 資格免許取得にかか る経費のうち会長が特 に認められたもの	2/10 50万円	・主エンジン、GPS、 魚探機等単品 20万 円以上のもの ・漁業船舶免許、無 線、潜水調査等にか かる資格等
漁業・漁村研究グル ープ育成事業	漁具の開発研究調査及び試作作業 陸上養殖施設又は蓄養施設のための 調査及び計画策定、施設整備事業 アマダイの延縄罟り作業の共同機械 化開発事業 その他会友が認めたもの	会議費、視察旅費、計 画策定事業費、施設基 本設計委託費、機械製 作・購入費、施設整備 費	5/10 30万円	未償還漁港施設負担金で、未償 還期間が10年以上あり負担構成 員が減少しているため着しく網業継 続の支障となっている負担金に対 する助成 労働者の受入に対する設備費等 の助成を事業主へ助成 漁業経営維持に必要な緊急借入 に対して助成	受入支度金 沿岸漁業経営安定融資 資金借入金 に対して助 成	20万円	一人当たり融資限度 額 50万円
ブランド商品開発支 援事業	特産商品の商標登録 意匠登録・ロゴ 又はステッカー等のデザインや製作を 行いブランド化を進める 特産品の試験 開発事業	商標登録経費、デザイン 委託費、商品アドバ イザー派遣費用、ステ ッカー等制作費、加工 場の改良費、特産品の 技術検査費等	5/10 100万円	定任促進事業 漁業経営維持支援事 業			
増養殖事業	アワビ稚貝 赤ウ二種苗の放流事業 その他有用魚介類の放流・増養殖事 業 放流効果調査事業	稚貝・種苗当購入費、 放流効果調査費用	10/10 30万円				
浅海漁場造成事業	海苔島造成又は修繕事業 新規実験浅海漁場造成事業 浅海漁場の調査事業	造成経費、修繕経費、 調査経費、会議費(新 規漁場造成のみ) 清掃活動用具製作・購 入費、備前料(但し、1 隻当たり1日 1万円以 内とする)	5/10 200万円				
漁場環境改善事業	根掛かじ網等の除去活動		10/10 50万円				
2. 漁業経営負担軽減化特別対策事業							
漁業者育成事業				漁業関係の拡充に必要な機 械・機器の設置又は更新経費の助 成事業 後継者の漁業就業のために必要 な機械・機器類の設置又は更新経 費の助成事業 漁業関係資格の取得にかか る経費			
漁港施設負担軽減 化支援事業				未償還漁港施設負担金で、未償 還期間が10年以上あり負担構成 員が減少しているため着しく網業継 続の支障となっている負担金に対 する助成 労働者の受入に対する設備費等 の助成を事業主へ助成 漁業経営維持に必要な緊急借入 に対して助成			
定任促進事業							
漁業経営維持支援事 業							
3. 漁港・漁村維持活性化特別対策事業							
事業の種類	事業内容	補助対象経費	補助率 限度額	事業の種類	事業内容	補助対象経費	補助率 限度額
イベント交流支援事 業	朝市 特産位置等の開催事業	PR費用、印刷費、会 議費、通信費、特に必 要と認める物品	5/10 100万円	漁港施設バリアフリー 事業	暴風波来時に頻繁に陸揚げす る必要のある船揚げ施設にお ける巻揚機の新設事業及び船 揚用滑材の改良事業	特に会長が認めたもの	5/10 500万円

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 11-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	沿岸漁業融資資金
調整の方針	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後2年を目途に新たに新たに制度化する。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
該当なし	地域の沿岸漁業者に対する低利融資を実施するため、島根県信用漁業協同組合連合会へ65,000千円を預託している。	該当なし	該当なし
【関係条例等】			
平田市沿岸漁業融資資金要綱			

平田市沿岸漁業融資資金】			
資金の名称	融資対象者	融資対象資金	約定利率
沿岸漁業融資資金	沿岸漁業者	船舶の建造、改造若しくは購入に必要な資金 漁業用資材機器の購入資金 災害若しくは疾病を被った場合の生活資金 信漁連代表理事会長が特に必要と認めた資金	年6.0%以内
漁港整備資金	市内漁業協同組合 又は沿岸漁業者	農林漁業金融公庫資金の融資の対象となる漁港関係事業の事業費の一部を負担するのに必要な資金	年7.0%以内

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 11-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	沿岸漁業融資資金
調整の方針	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。		
現況			
多岐	町	湖陵	大社
多岐町漁業近代化資金等利子補給に関する規則 【趣旨】 この規則は、多岐町漁協が、漁業者の資本整備の高度化及び経営の近代化を図るため、漁業近代化資金助成法に基づき「低貸融資並びに山村振興法及び過疎地域活性化特別措置法」に基づき「農林漁業金融公庫からの低貸融資」につき、町が融資機関に対して行う特別利子補給に関し、必要な事項を定めるものとする。 【現状】 現在2名がこの制度を利用している。 1名は、平成16年度上期まで。もう1名は平成24年度下期まで。 町の利子補給率は1%である。 (債務負担行為をしている)	町	社	町
	島根県漁業近代化資金等利子補給 100千円	島根県漁業近代化資金等利子補給 2,450千円	島根県漁業近代化資金等利子補給 2,450千円
<p>島根県漁業近代化資金等利子補給に関する規則 平成14年度末まで計1,500千円の出資をしている。 平成15年度100千円の出資予定である。 毎年、100千円の協力要請があるが、出資している年と出資していない年あり。(多岐町では、保証なし)</p>			
調整の具体的内容			
<p>融資については自治体ごとに異なっており、新市に移行後にその内容について検討する必要がある。 融資を実施している自治体とそうでない自治体、また内容も相違している。 現行のとおり新市に引継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。</p>			
関係条例等			
多岐町漁業近代化資金等利子補給に関する規則			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 12-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	内水面漁業振興対策事業
調整の方針	<p>平田市、斐川町の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 出雲市、湖陵町の事業については、合併時に統一する。</p>		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
<p>【神西湖へのしじみの稚貝放流事業】 補助金交付先 神西湖漁業協同組合 補助金額 1.神西湖への覆砂 (1,000千円 H12~16) 2.稚貝放流への支援 (500千円 H12~16)</p>	<p>【放流事業等補助】 補助金交付先 平田宍道湖漁業組合(任意団体) 補助金額 1,200千円</p>	<p>宍道湖漁協管内で取り組む魚類資源維持事業(しじみ稚貝、稚魚)の一環として、斐川漁業会へ放流事業委託している。 事業費 600千円 今後事業継続予定</p>	<p>該当なし</p>
関係条例			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 12-2

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	内水面漁業振興対策事業
調整の方針	<p>平田市、斐川町の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 出雲市、湖陵町の事業については、合併時に統一する。</p>		
調整の具体的内容	<p>合併すれば、新市域内に3漁協となるが、それぞれ漁協に対する支援にバラツキがあるので、振興方針等調整を要する。 漁協への事業費助成は各市町単独で実施しているが、運営費に対する助成は平田市のみが平田六道湖漁業組合(任意団体)に対して実施している。任意の団体に對する助成ということであり他とは扱いが異なることも考えられるが、調整する必要があると思われる。</p> <p>平田市、斐川町の事業については、平田漁業組合、松江漁業組合と斐川漁業組合が、同じ六道湖漁協管内ではあるが、漁業権等が絡み合併が困難であるため、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 出雲市、湖陵町の事業については、同じ神西湖漁業協同組合であるため、合併時に統一する。</p>		
現況	町	湖陵町	社 大
多 岐	<p>田麩川と小田川において、毎年5月20日～6月20日は繁殖保護のため投網による鮎の採捕を禁止している。広報や立看板による周知をしている。 (鳥根県内水面漁場管理委員会)</p> <p>町から鳥根県内水面漁場管理委員会に規制の要望をしている。</p>	<p>神西湖へのしじみの稚貝放流事業【補助金交付先 神西湖漁業協同組合 補助金額 1.稚貝放流(3t) 200千円 2.漁港航路の浚渫砂を、ヘド口対策育成用に無料提供</p>	<p>該当なし</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 13-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	漁業振興における国県事業上乗せ補助金
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。</p>		
現 況			
出雲	平田市	斐川町	佐田町
該当なし	漁業者負担を勘案しながら、事業ごとに判断して補助率、補助金額を決定して実施している。	該当なし	該当なし
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 13-2

協議項目	各種事務事業（水産関係）の取扱い	協議細目	漁業振興における国県事業上乘せ補助金
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。		
現 況			
多岐町	湖陵町	大社町	調整の具体的内容
<p>国・県補助事業の補助残については、町が漁業振興基金を取り崩して負担している。</p> <p>多岐町新沿岸漁業構造改善事業（後期対策）費補助金交付要綱で、交付率は「10/10以内」と定めている。</p>	<p>国・県の補助残の1/2について、基金の取り崩しにより補助している。</p>	<p>水産基金整備に関する事業は、大社町漁業振興基金条例運用規則により事業費の1/2を限度として補助している。</p>	<p>国・県補助事業を実施する際の、受益者負担の考え方や負担率に違いがあるので、市町間の調整が必要であるが、各市町の独自性（基金等の取扱い）をどのように考慮していくのが課題である。</p> <p>各市町により補助の考え方や補助率が異なることから現状の考え方を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。</p>
多岐町新沿岸漁業構造改善事業（後期対策）費補助金交付要綱		大社町漁業振興基金条例 大社町漁業振興基金条例運用規則 大社町漁業振興基金補助金交付要綱	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 14-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	漁獲共済掛金助成事業
調整の方針	各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
緊急経営安定対策漁獲共済掛金の一部を助成している。 補助率 2/3 内訳 県 1/3、市 1/3 加入者 1名	緊急経営安定対策漁獲共済掛金の一部を助成している。 補助率 2/3 内訳 県 1/3、市 1/3 平成14年度から実施している。	該当なし	該当なし
<p>【関係条例】 出雲市緊急経営安定対策漁獲共済掛金助成事業実施要綱</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 14-2

協議項目	各種事務事業（水産関係）の取扱い	協議細目	漁獲共済掛金助成事業
調整の方針	各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。		
現況			
多岐	町	湖陵	町
緊急経営安定対策漁獲共済掛金の全額を助成している。	緊急経営安定対策漁獲共済掛金の一部を助成している。	緊急経営安定対策漁獲共済掛金の一部を助成している。	緊急経営安定対策漁獲共済掛金の一部を助成している。
補助率 3/3 内訳 県 1/3、町 2/3 加入者 12名 定置網（海洋観光開発㈱） 平成14年度助成実績額 792,894円	補助率 2/3 内訳 県 1/3、町 1/3 小型定置網操業補償 平成14年度助成実績額 278千円	実施していない。 (理由) 昭和54年～平成4年まで、町単独事業で「沿岸漁業振興補助金」として漁獲共済の掛金の補助（純掛金部分の1/10）を行ってきた。 しかし、平成4年に3漁協で構成している（財）大社湾漁業振興基金が設立される際に、この基金から補填を行うことになったため、町の補助金制度を廃止している。（大社湾漁業振興基金から個人負担額の1/10を補填している。）	各市町により、助成の有無や助成割合が異なっているため、調整が必要である。 (出雲市・平田市 湖陵町) 県 1/3 市町 1/3 個人 1/3 (多岐町) 県 1/3 町 2/3 個人負担なし (大社町) 現在実施していない
【関係条例等】 多岐町緊急経営安定対策漁獲共済掛金助成事業実施要綱	湖陵町緊急経営安定対策漁獲共済掛金助成事業補助金交付要綱		各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に新たに制度化する。

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 15-1

協議項目	各種事務事業(水産関係)の取扱い	協議細目	漁業振興基金
調整の方針	多伎町、湖陵町及び大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であり、現行のとおり特定目的基金として、新市に引き継ぐ。		
現況			
出雲	斐伊川	佐田町	佐田町
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 15-2

協議項目		協議細目		協議細目	
各種事務事業(水産関係)の取扱い		漁業振興基金			
多伎町、湖陵町及び大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であり、現行のとおり特定目的基金として、新市に引き継ぐ。					
調整の方針		現況		調整の具体的内容	
多伎町	湖陵町	大社町	調整の具体的内容		
<p>漁業振興基金 残額 19,653,503円(平成14年度末) (15年度事業予定) 魚函倉庫(漁協への補助金) 4,977千円 x 1/2 = 2,488千円 荷別き施設改修工事 9,16千円 (平成15年度末残額予定) 8,003,503円 (16年度事業予定) 漁業経営構造改善事業の築いそ(自然石投石)事業 20,000千円 x 0.4 = 8,000千円(補助) (平成16年度残額予定) 10円ではなくなる予定。</p>	<p>漁業振興基金 斐伊川放水路事業関連大社町、湖湾漁業振興基金を県の斐伊川神戸川対策課の条件付で繰出し基金として整備している。 現在残高 24,960千円 14年度繰出金 9,976千円 15年度繰出予定額 5,718千円 15年度末残高予定 9,266千円 寄付基金(漁業会) 現在残高 14,200千円 河口浚渫工事に利用</p>	<p>大社町漁業振興基金 基金造成年月日 平成4年12月 追成理由 大社町に交付された斐伊川放水路事業関連大社町漁業振興事業費補助金を基金として整備 効活用するために基金として整備 事業内容 水産業に関する基金整備事業について、補助残等の1/2を補填及び補助 毎年、県の斐伊川神戸川対策課へ事業報告を行っている。</p> <p>14年度末残高 156,661千円</p>	<p>多伎町、湖陵町、大社町では、斐伊川放水路事業実施に伴う補償金をそれぞれ基金造成し、漁業振興事業の財源として取り崩しながら事業を実施している。 しかし、基金の元になる補償金は、町に対するものや漁協に対するものなど、名目が異なっているものがあるうえ、基金自体、特定の自治体しか存在していないため、合併の際に基金を引き継ぐことはできず、基金を一本化することは困難である。 また、補償の経緯等から簡単に基金を整理することもない。</p> <p>多伎町、湖陵町及び大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であり、現行のとおり特定目的基金として、新市に引き継ぐ。</p>		
多伎町漁業振興基金条例	湖陵町漁業振興基金条例	大社町漁業振興基金条例 大社町漁業振興基金条例運用規則 大社町漁業振興基金補助金交付要綱			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(都市計画関係)の取扱い	協議細目									
調整の方針	現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。										
現況											
出雲市	平田市	斐川町									
出雲都市計画区域 区域面積】9,150ha 【指定年月日】当初 S 9年4月 2日 最終 H 6年6月24日	平田都市計画区域 区域面積】9,640ha 【指定年月日】当初 S11年10月30日 最終 S59年 4月 3日	出雲都市計画区域 区域面積】6,611ha 【指定年月日】当初 S43年10月 2日 最終 H 6年 6月24日									
用途地域 【指定面積】1,388ha 【指定年月日】当初 S44年5月 9日 最終 H14年7月 5日	用途地域 【指定面積】321ha 【指定年月日】当初 S47年 9月 1日 最終 H14年10月21日	用途地域 【指定面積】466ha 【指定年月日】当初 S56年11月 4日 最終 H12年11月24日									
用途地域の区分											
佐田町、多伎町、湖陵町なし											
(単位:ha)											
	第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種住居 地域	第二種住居 地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
出雲市	123	5	78	58	607	147	76	134	57	23	80
平田市	43	6	6	27	89	35	64	14	8	29	
斐川町				67	149		65	21	127	37	
大社町	39		71		118	7	14	26	22		
【関係条例】											

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(都市計画関係)の取扱い	協議細目	都市計画区域、用途地域
調整の方針	現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。		
多岐	現況	町	調整の具体的内容
都市計画区域、用途地域なし	<p>出雲都市計画区域 【区域面積】1,380ha 【指定年月日】当初 S51年4月27日 最終 H6年6月24日</p> <p>用途地域指定なし</p>	<p>大社都市計画区域 【区域面積】1,367ha 【指定年月日】当初 S9年4月</p> <p>用途地域 【指定面積】296ha 【指定年月日】当初 S47年9月1日 最終 H8年4月22日</p>	<p>1.都市計画区域 2市5町との区域の連続性などの整合を図ること、道路、公園の都市施設の番号及び名称の変更が必要となるが、合併後も、当面一つの市において複数の都市計画区域が存在しても問題がないため、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定については、新市において都市計画マスタープランを策定する中で検討する。</p> <p>2.用途地域 都市計画区域と同様、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな用途地域の設定については、新市において都市計画マスタープランを策定する中で検討する。</p>
			【関係条例】

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(都市計画関係)の取扱い	協議細目	都市計画区域、用途地域
調整の方針	<p>現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。</p>		
現 況			
<p>参考</p> <p>都市計画区域</p> <p>都市計画区域とは、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発又は保全する必要がある区域のことで、都市計画法第5条に「一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域」と規定されている。</p> <p>用途地域</p> <p>用途地域とは、行政が都市の環境を保つとともに機能的な街づくりのために、建築できる建物の種類、用途の制限を定めた12種類のエリアのことで、主に住宅を中心とした用途地域が7つ、商業ビルなどを中心とした用途地域が2つ、工場を中心とした用途地域が3つある。</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-1

協議項目	各種事務事業（都市計画関係）の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。</p>	
現況		
出雲	<p>平田市</p> <p>都市計画マスタープラン 平田都市計画区域マスタープラン策定中（県作成） 市マスタープランなし</p>	<p>斐川町</p> <p>都市計画マスタープラン 出雲都市計画区域マスタープラン策定中（県作成） 町マスタープランなし</p>
	<p>市</p> <p>出雲都市計画区域マスタープラン策定中（県作成） 市マスタープラン15年度末策定予定</p>	<p>佐田町</p> <p>該当なし</p>
【関係条例】		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(都市計画関係)の取扱い	協議細目	都市計画マスタープラン整備計画
調整の方針	<p>現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。</p>		
現況			
多岐	町	湖陵町	大社町
該当なし	<p>都市計画マスタープラン ・出雲都市計画区域マスタープラン策定中(県作成) 町マスタープランなし</p>	<p>都市計画マスタープラン ・大社都市計画区域マスタープラン策定中(県作成) 町マスタープランなし</p>	<p>都市計画マスタープランについては、合併時には、策定済みのものは新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。</p>
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2 - 3

協議項目	各種事務事業(都市計画関係)の取扱い	協議細目	都市計画マスタープラン整備計画
調整の方針	<p>現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。</p>		
現 況			
<p>参考 ～都市計画法より抜粋～ (市町村の都市計画に関する基本的な方針) 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 3 市町村は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県事に通知しなければならない。 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならぬ。</p>	<p>都市計画マスタープランの役割 実現すべき都市の将来像を示す 本来、都市計画は住民の合意の上に進められるべきものであるため、市町村が地域特性を踏まえ、住民の意見を反映させながら、将来のまちの姿やまちづくりの方針等を示す。 個別の都市計画の決定・変更の指針となる 都市計画マスタープランは、個別の都市計画の根拠となるもの。都市計画マスタープランに示される将来像は、土地利用や都市施設等に係る個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す誘導指針としての役割を持つ。 個々の都市計画の進め方や事業相互の関係を総合的に示す 土地利用や都市施設等に係る個別の都市計画は、相互に調整されることが重要である。都市計画マスタープランで示す将来像に基づいて、個別の都市計画を定めることにより、相互に整合性をとることができる。 個別の都市計画の位置づけや必要性を市民に分かりやすく示す 都市全体の将来像に基づいて、土地利用や都市施設等の基本方針を示すので、住民は個別の都市計画の位置づけや必要性を理解しやすくなる。</p>	<p>都市計画マスタープランの役割 実現すべき都市の将来像を示す 本来、都市計画は住民の合意の上に進められるべきものであるため、市町村が地域特性を踏まえ、住民の意見を反映させながら、将来のまちの姿やまちづくりの方針等を示す。 個別の都市計画の決定・変更の指針となる 都市計画マスタープランは、個別の都市計画の根拠となるもの。都市計画マスタープランに示される将来像は、土地利用や都市施設等に係る個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す誘導指針としての役割を持つ。 個々の都市計画の進め方や事業相互の関係を総合的に示す 土地利用や都市施設等に係る個別の都市計画は、相互に調整されることが重要である。都市計画マスタープランで示す将来像に基づいて、個別の都市計画を定めることにより、相互に整合性をとることができる。 個別の都市計画の位置づけや必要性を市民に分かりやすく示す 都市全体の将来像に基づいて、土地利用や都市施設等の基本方針を示すので、住民は個別の都市計画の位置づけや必要性を理解しやすくなる。</p>	